

京丹後市次世代育成支援行動計画 (案)

平成 17 年 3 月

京丹後市

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	1
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	2
1. 人口の動向	2
2. 家庭・就労の状況	10
3. 行政サービスの状況	14
4. 次世代育成支援に関するアンケート(ニーズ)調査	19
5. 地域の課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 基本理念	31
2. 基本方向	32
3. 施策目標	33
4. 計画の体系	35
第4章 施策の推進方向	36
1. 子どもが生まれ育つ環境の整備	36
2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備	38
3. 子どもの心身の健やかな成長支援	40
4. 地域における子育てへの相談・支援体制の整備	44
5. 子育てと仕事の両立支援	47
6. 子どもの心身の保護	49
7. 子どもが安心、安全に生活できる環境づくり	50
第5章 目標事業量	51
第6章 計画の推進に向けて	53

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景及び趣旨

近年の家族を取り巻く様々な社会状況の変化により、未婚化・晩婚化という結婚に対する考え方の変化に加え、夫婦の出生力そのものも低下している現状にあり、このままでは少子化がより一層進行することが予想されます。

少子化の急速な進行は、子どもたちのすこやかな成長・発達にとって大きな影響を与えるだけでなく経済成長、税金や社会保障の負担増大、地域社会の活力低下等、社会や経済に少なからず影響を及ぼします。

このため、国では平成15年7月に、少子化の進展に歯止めをかけることを目的とした「少子化社会対策基本法」及び、次代の社会を担う子どもの健やかな成長と育成に適した社会環境の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」を策定しました。

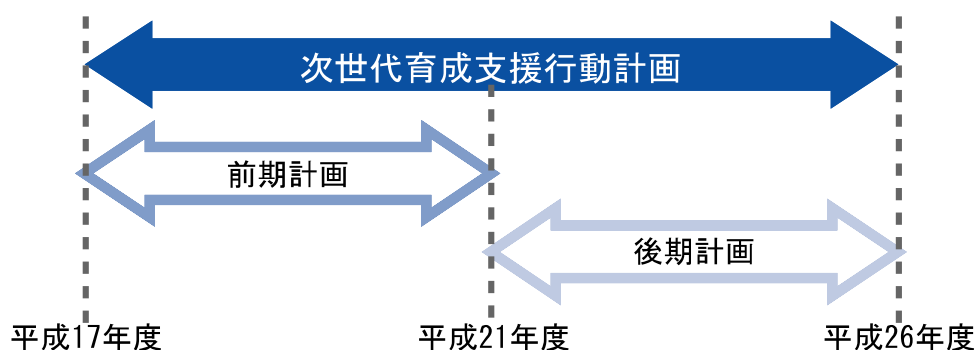
こうした状況を踏まえ、京丹後市における次代を担う子どもと子育て家庭への支援を目的とした「京丹後市次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

この計画は、国の行動計画策定指針を踏まえ、「きょうと未来っ子21プラン（京都府子育て支援計画）」や「第1次京丹後市総合計画」などの上位計画、関連計画との調和が保たれたものとしします。

3. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までを前期計画として策定し、後期計画は、必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間として策定します。



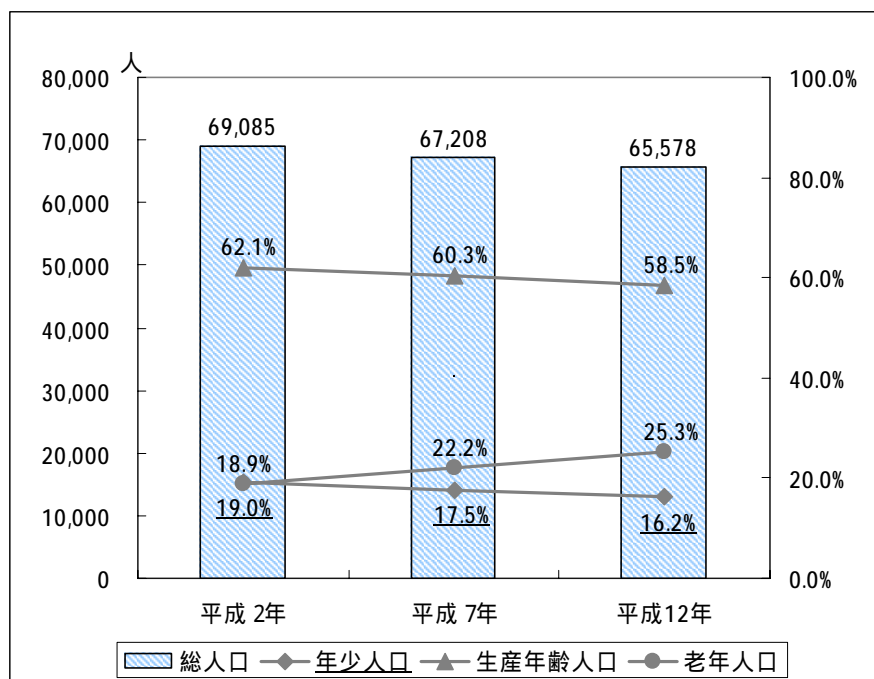
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口の動向

(1) 年齢別(3区分)・構成比の推移

人口の推移を見ると、総人口は緩やかではありますが、減少傾向にあります。

年齢別人口構成比率を見ると、老年人口(65歳以上)は平成2年(18.9%)から平成12年(25.3%)までの10年間で6.4ポイント増加し、反対に年少人口(15歳未満)は平成2年(19.0%)から平成12年(16.2%)で2.8ポイント減少していることから、少子高齢化の現象が顕著に現れています。

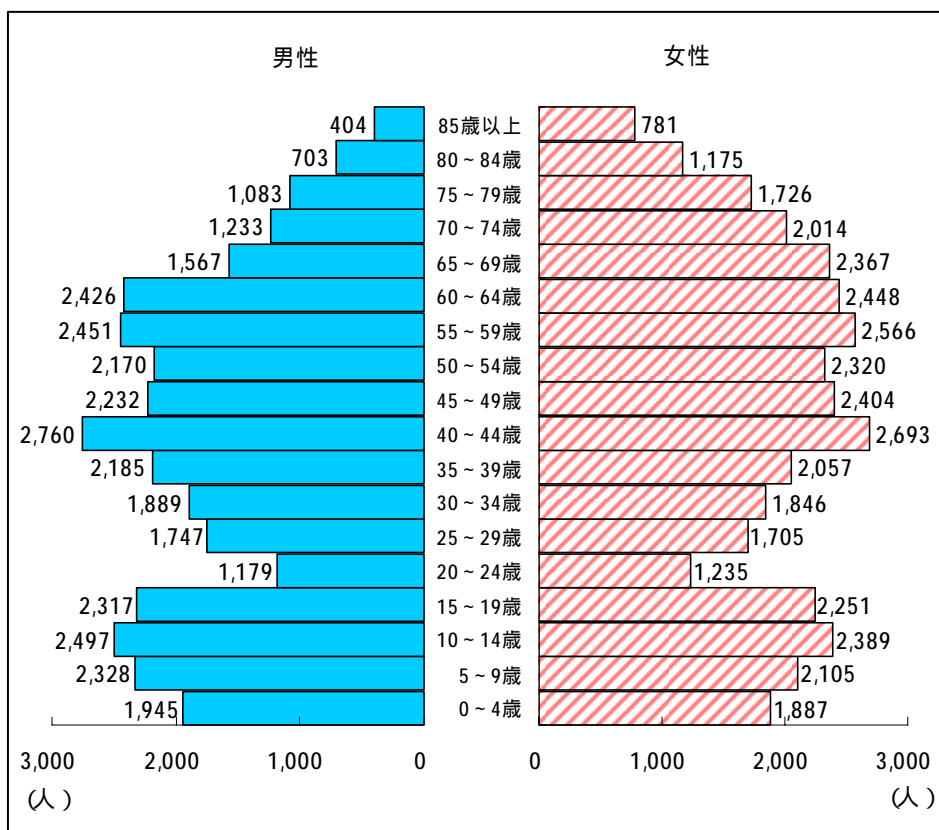


資料：国勢調査

3区分：年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15歳～64歳)、老年人口(65歳以上)に区分したものの。

【参考資料：京丹後市人口ピラミッド】

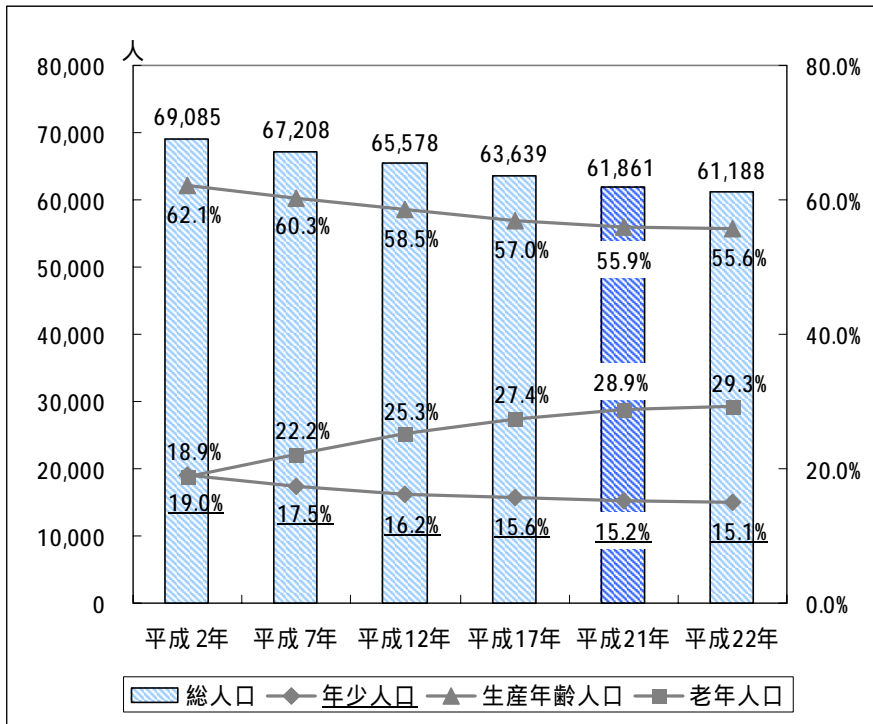
各歳の人口を見ると、男女ともに20～24歳が特に少なく、逆に40～44歳が多いことから、一時的に就学や就職によって若年層が市外に流出し、また戻ってくるといったUターン現象が起きていることがわかります。



資料：国勢調査（平成12年より）

(2)推計人口と年齢別（3区分）構成比の推計

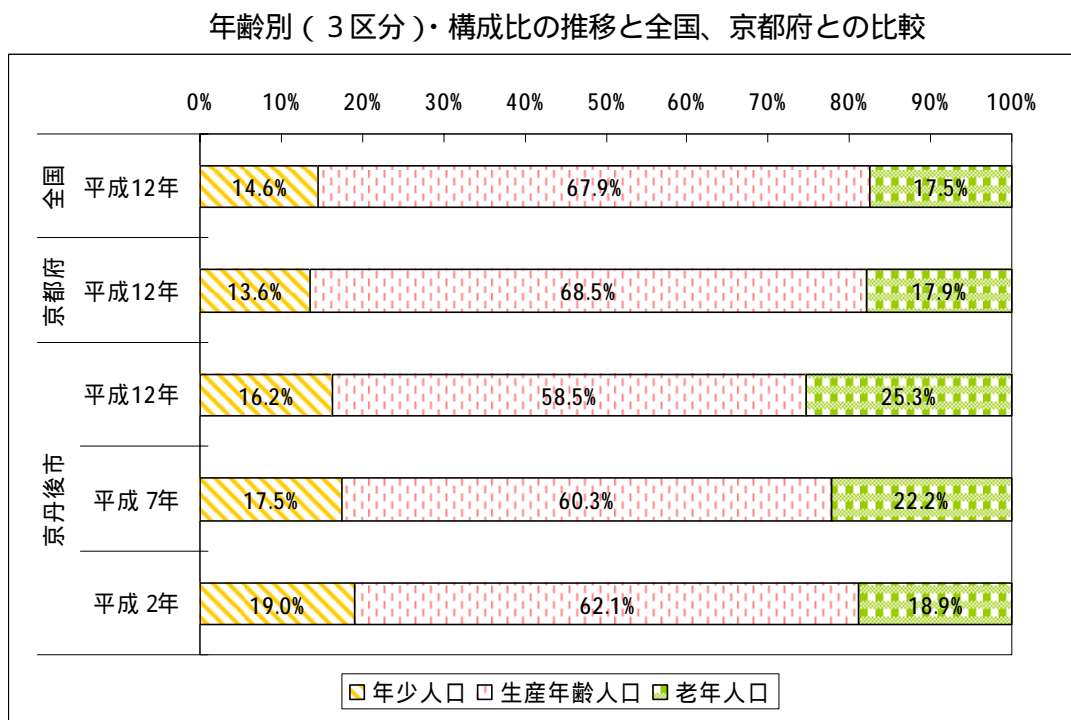
推計人口を見ると、平成17年から目標年度の平成21年までの5年間で、人口は63,639人から61,861人まで緩やかに減少することが予測されます。また、年齢別構成を見ると年少人口は、緩やかに減少していくのに対して、老年人口は緩やかに上昇していくことが予測され、本格的な少子高齢化社会の到来が間近に迫っています。



資料：国勢調査

【参考資料：年齢別（3区分）・構成比の推移と全国、京都府との比較】

平成12年の人口の年齢別構成率を京都府、全国との比較で見ると、年少人口(15歳未満)は、16.2%と府(13.6%)、全国(14.6%)よりも高く、また、老年人口(65歳以上)においても、25.3%と府(17.9%)、全国(17.5%)よりもかなり高くなっています。

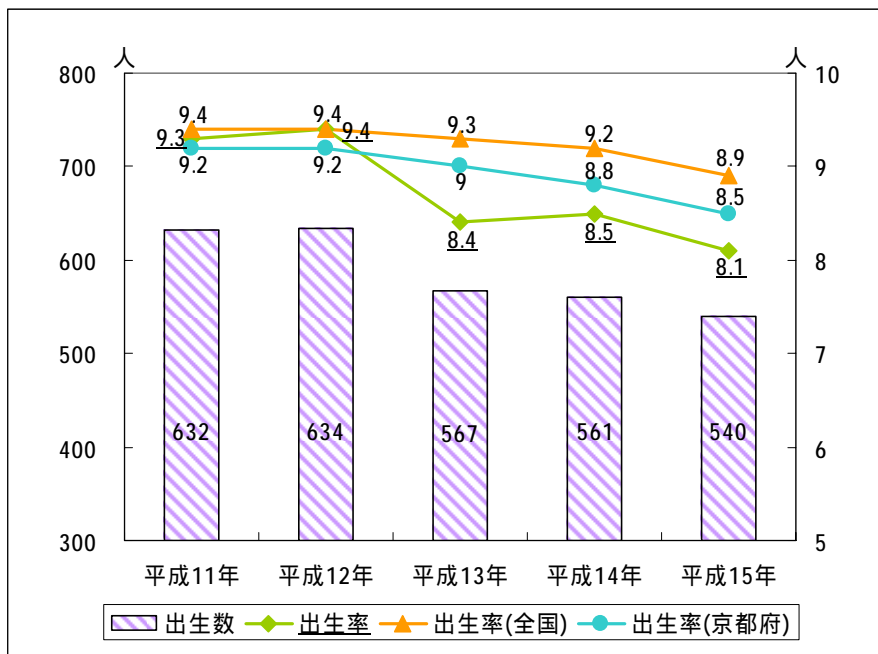


資料：国勢調査

(3) 出生数・出生率 の推移と全国、京都府との比較

平成 12 年を境に出生者数、出生率ともに年々、減少傾向にあります。

また、出生率においても平成 12 年をピークに府、全国平均を下回る状況が続いています。

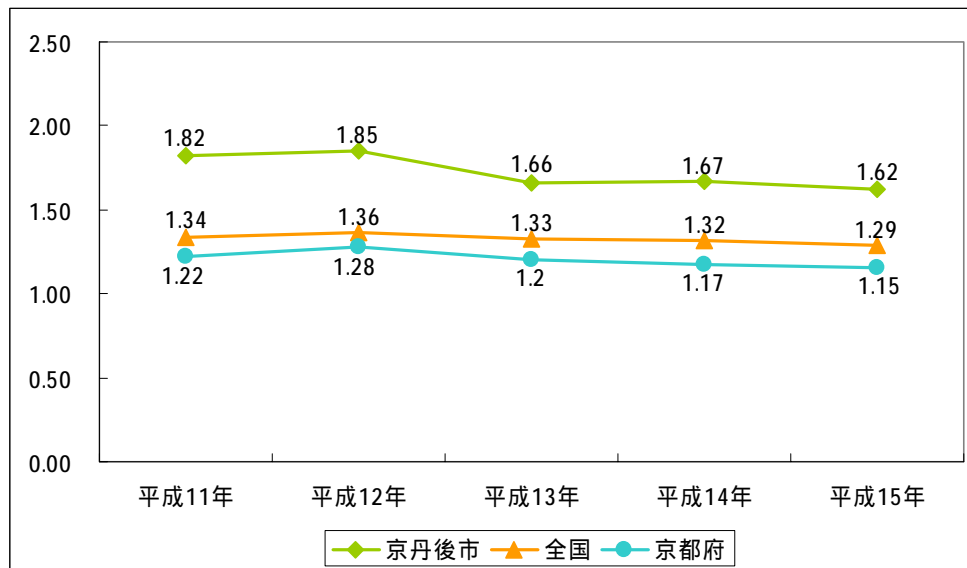


資料： 京都府丹後保健所ほか

出生率：人口千人に対する出生数の割合

(4)合計特殊出生率 の推移

全体として京丹後市の合計特殊出生率は、平成 12 年以降年々減少しています。しかし、全国平均 1.29、京都府平均 1.15 より高い値となっています。



資料：京都府丹後保健所ほか

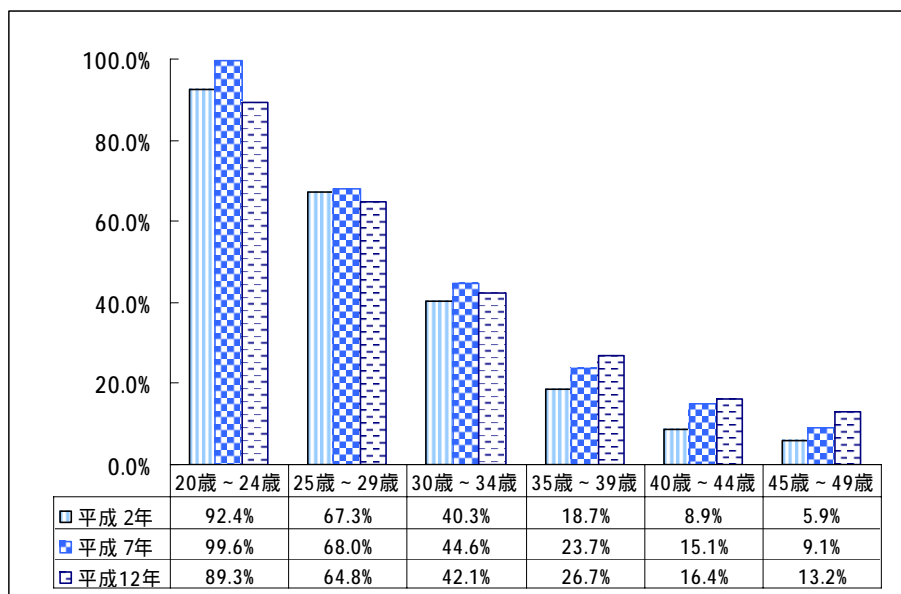
合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

(5)年代別未婚率の推移

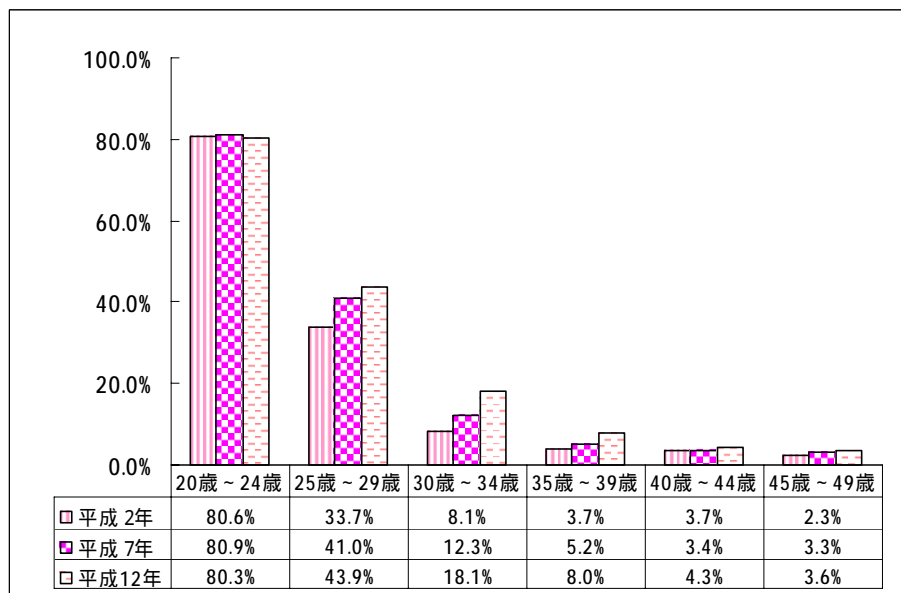
本市の年代別未婚率の推移をみると、男女とも各年齢階級層において増加傾向にあります。

特に女性においては20歳代後半から30歳後半、男性においては30歳後半から40歳後半にかけての上昇傾向になっています。

男性



女性



資料：国勢調査

まとめ

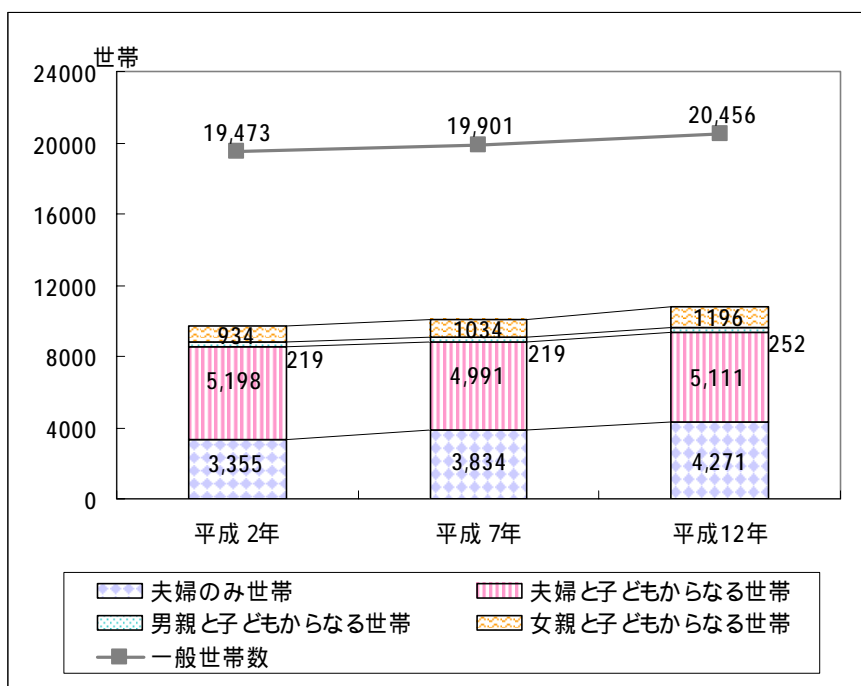
児童数や出生率の推移からみて、本市において少子化は明らかに進んでいます。さらに、未婚率の進行により少子化により一層拍車がかかることが予想されます。

今後は、子どもの問題だけでなく、地域社会をより良い発展に向けて維持していくための取り組みが必要です。

2. 家庭・就労の状況

(1) 世帯類型別世帯数の推移

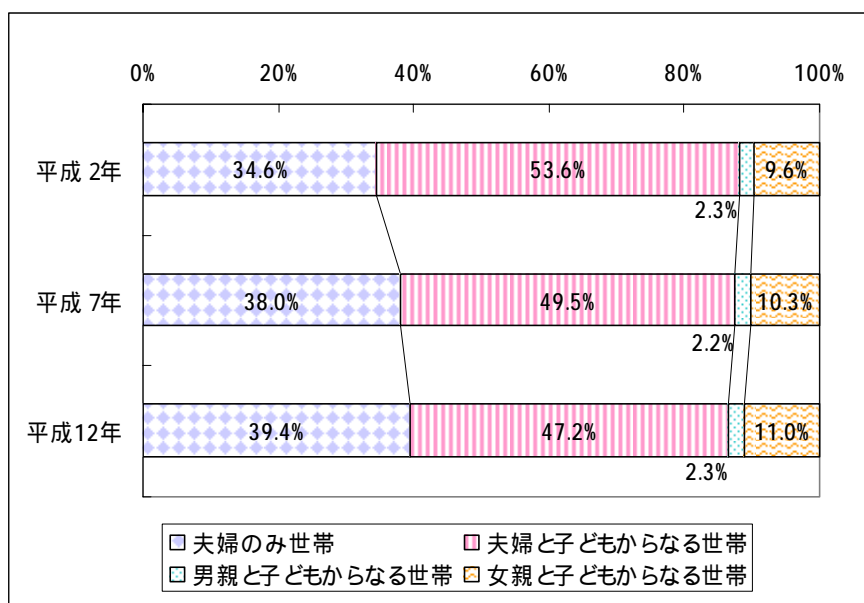
生活様式や価値観の多様化にともない世帯数は着実に増加しており、世帯類型別に見ても、夫婦のみ、一人親からなる世帯数は年々増加傾向にあります。



資料：国勢調査

(2)核家族の世帯類型別世帯の推移

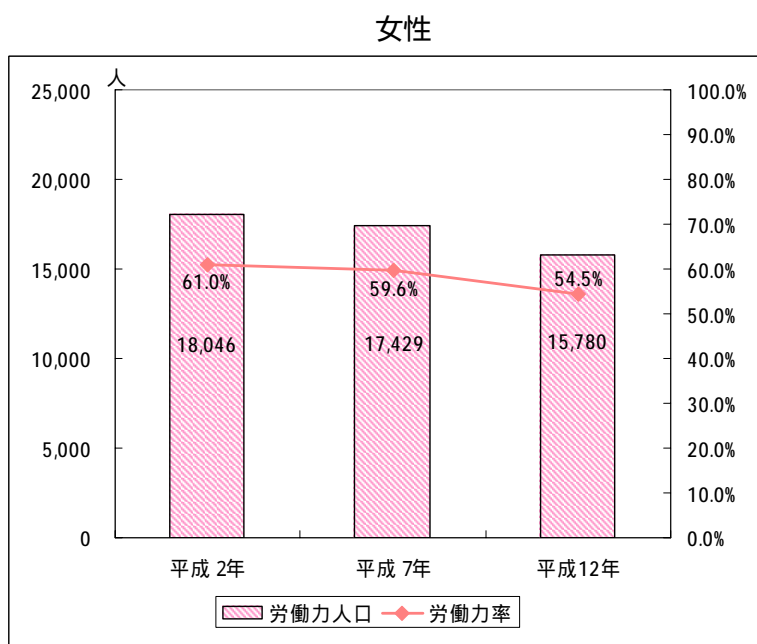
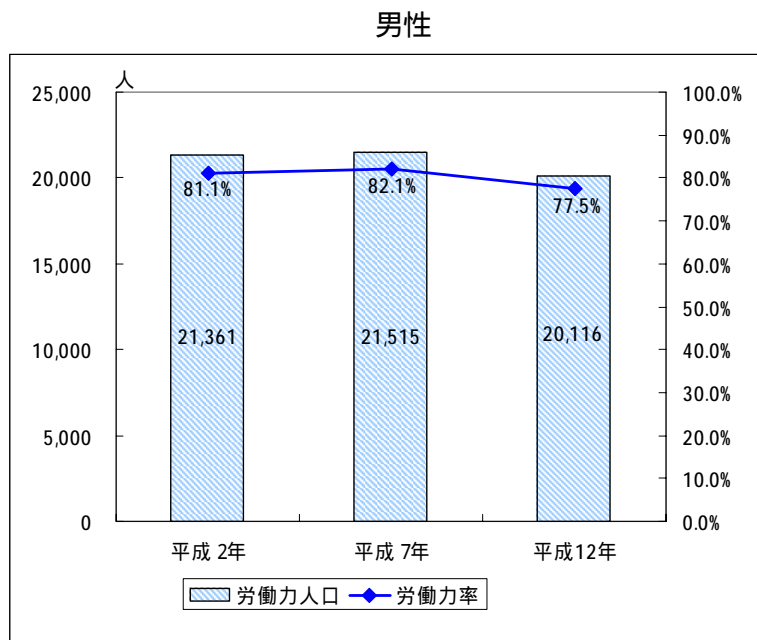
核家族の世帯類型別世帯の構成比を見ると、夫婦と子どもからなる世帯は減少し、夫婦のみの世帯と女親と子どもからなる世帯が増加しています。



資料：国勢調査

(3)労働力人口 と労働力率 の推移

労働力人口においては、男女ともに年々減少しています。また、労働力率においても緩やかな減少傾向にあります。



資料：国勢調査

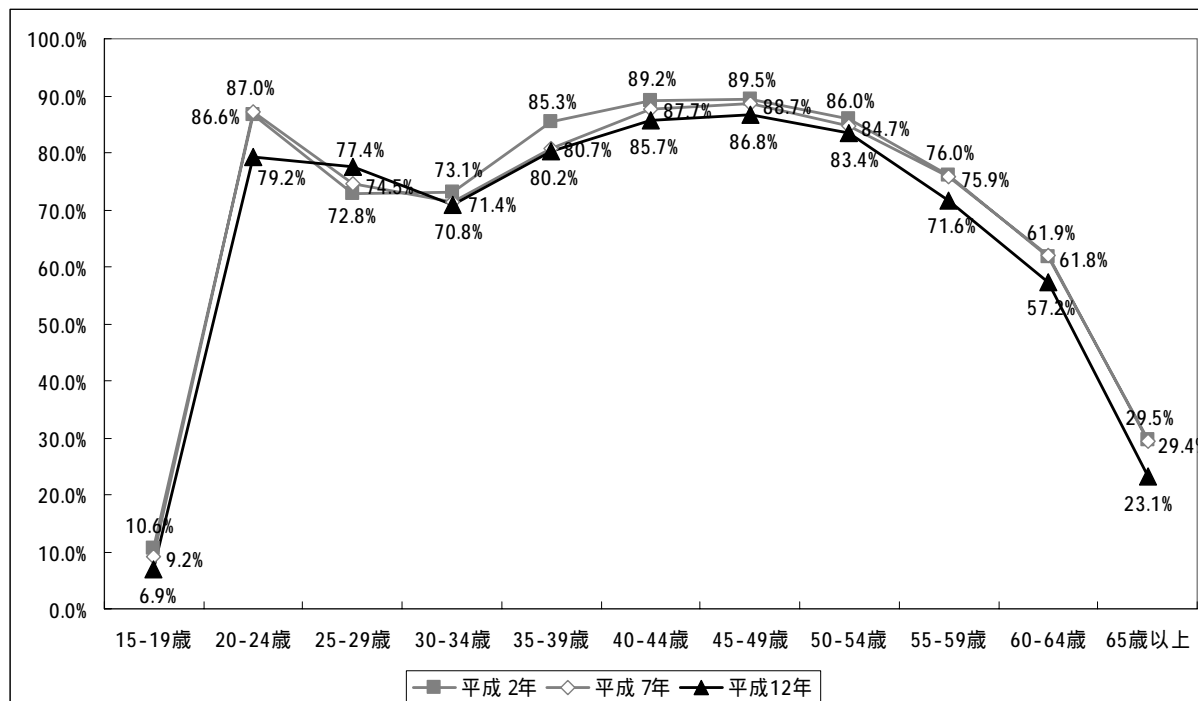
労働力人口：15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者とを合わせたもの。

労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

【参考資料 女性の年齢5歳階級別労働力率(15歳以上)】

女性の年齢階級別労働力率をみると、ほとんどの階級で年々減少傾向にあるものの、平成12年においては全体的に減少しています。

女性の年齢5歳階級別労働力率(15歳以上)



資料：国勢調査

まとめ

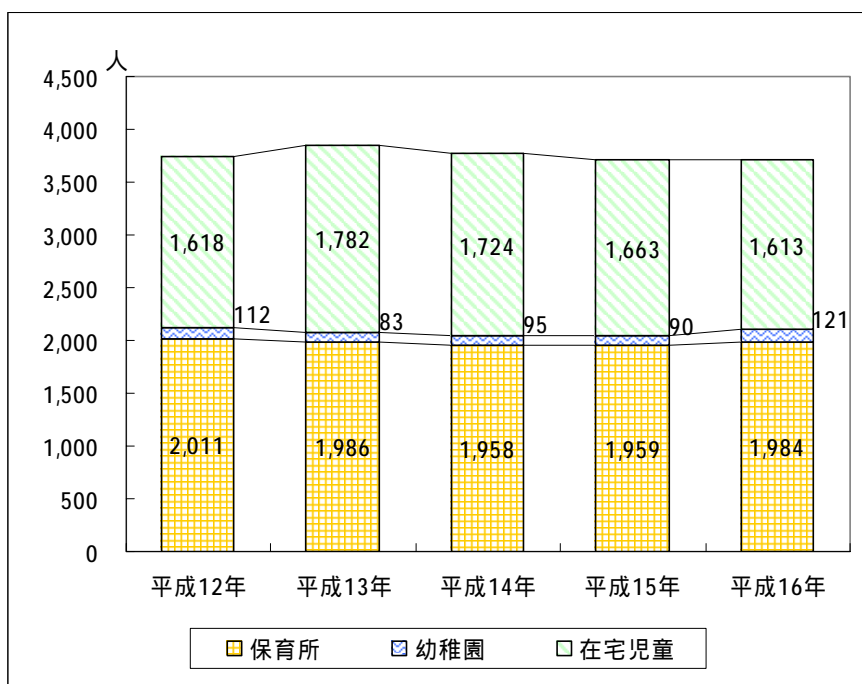
家庭状況において、核家族化の進行や夫婦のみ家庭、一人親家庭の増加により、子育てが困難になる状況が予想されます。また、就労状況においても、経済の動向により労働人口は減少傾向にあるものの、20歳代後半の女性の労働率が高くなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがわかります。

今後は、各家庭の状況や女性の社会進出などを踏まえ、子育てと仕事が両立できる環境づくりへの取り組みが必要です。

3 . 行政サービスの状況

(1)認可保育所及び幼稚園、在宅別の児童数の推移

幼稚園入園者、保育所入所者ともに、多少の増減はあるものの一定の幅を保っています。また、在宅児童数においては、減少傾向にあります。



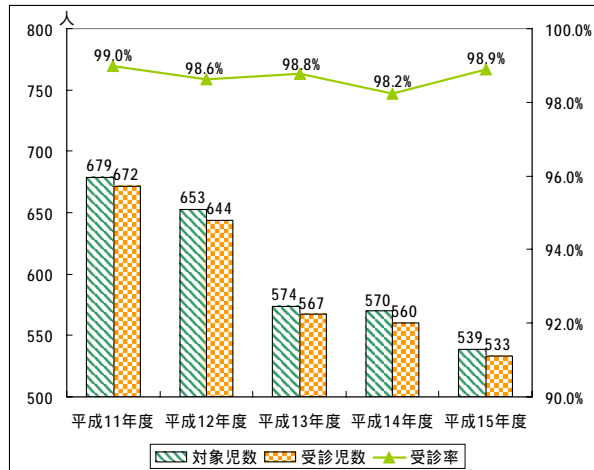
資料：京丹後市

(2)母子保健サービスの状況

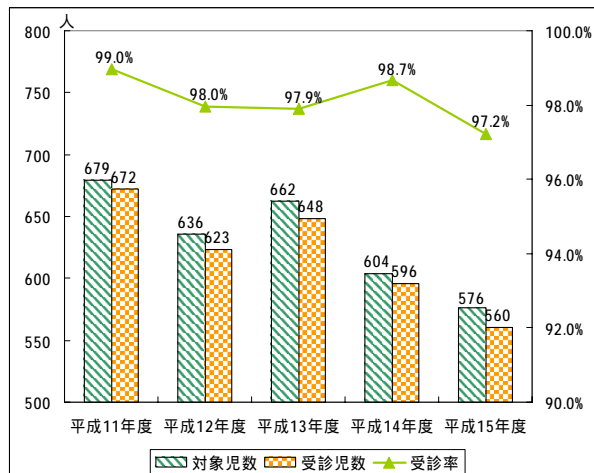
乳幼児健診の実施状況

少子化の進行に伴い、対象児数は年々減少してきているものの、受診率においては95%以上と高い率を示しています。

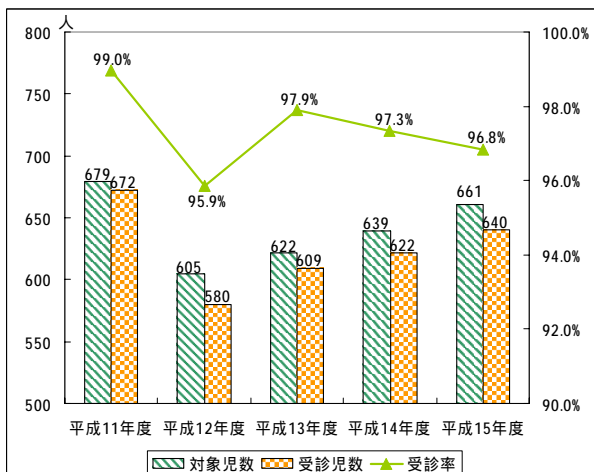
4か月児健診



1歳6か月児健診



3歳児健診

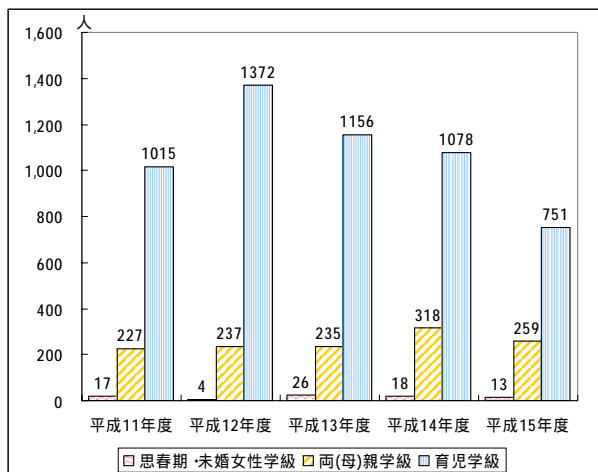


資料：京都府丹後保健所

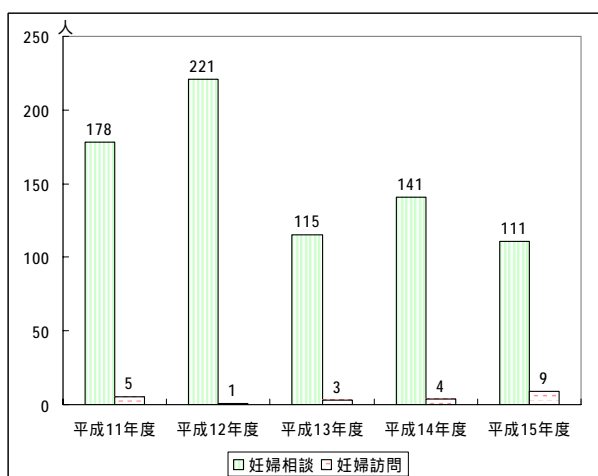
相談・訪問事業等の実施状況

育児学級においては平成12年度をピークに減少傾向にあります。思春期・未婚女性学級、両(母)親学級においては年々、増加傾向にあります。

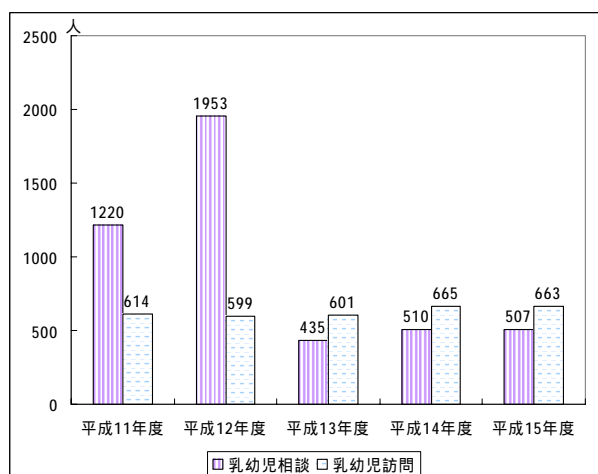
思春期・未婚女性学級、両(母)親学級、育児学級



妊婦相談・訪問



乳幼児相談・訪問



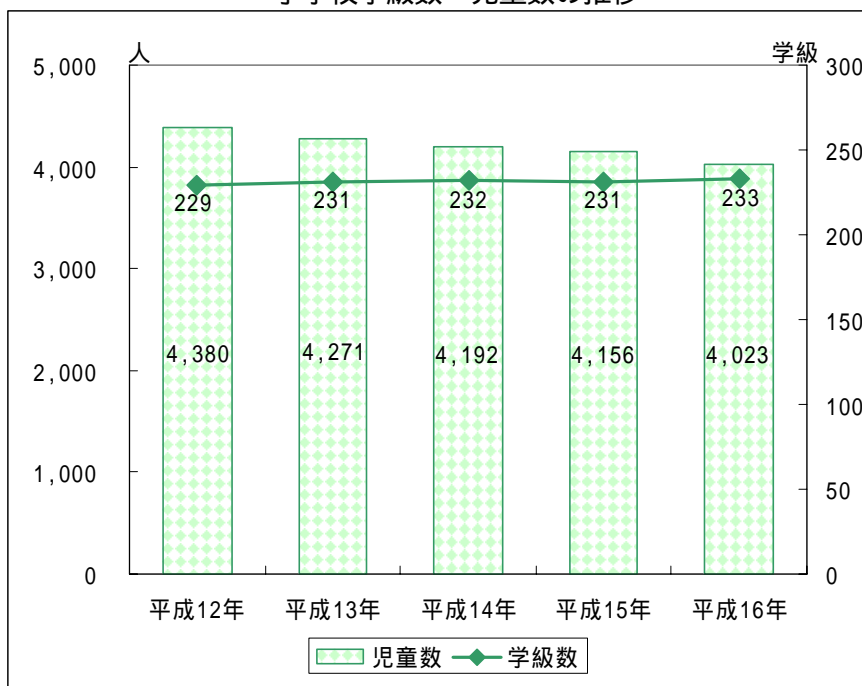
資料：京丹後市

(3)児童・生徒の状況

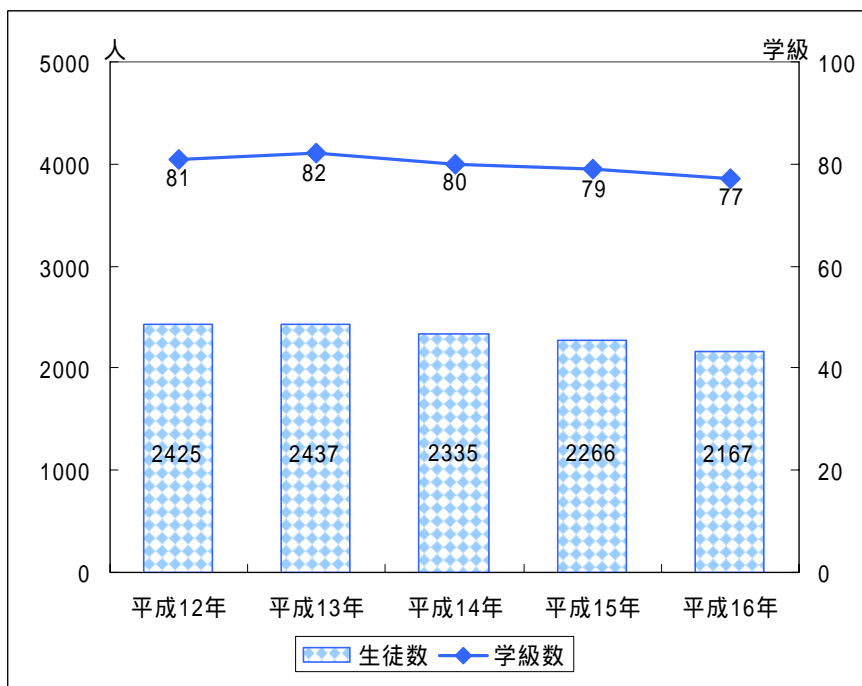
児童・生徒数及び学級数の推移

全体として小学校、中学校ともに、学級数・児童生徒数ともに若干の増減はあるものの、ほぼ一定の人数をしめています。

小学校学級数・児童数の推移



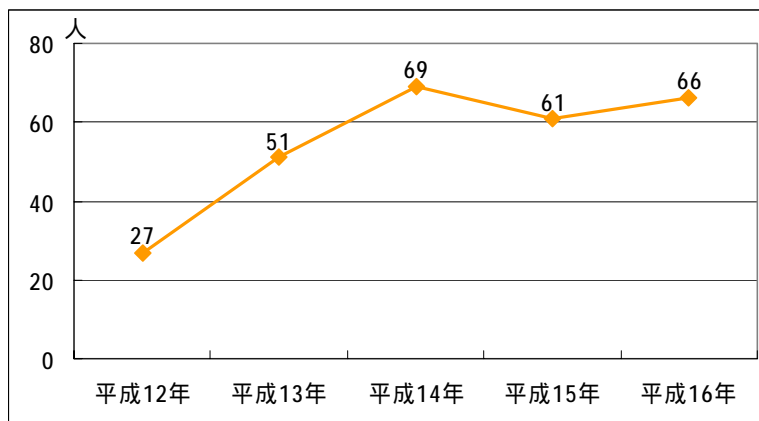
中学校学級数・生徒数の推移



資料：京丹後市教育委員会

放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブにおいては、今までの旧網野町、旧大宮町の活動に加え、平成14年からの旧峰山町での活動開始により、人数の増加が見られます。



資料：京丹後市

まとめ

人口動向や家庭・就労状況により、年少人口の減少に反して、保育所入所者数等がほぼ横這いで推移していることから、今後は、社会状況や親の状況に合わせた柔軟な対応ができる保育サービスの提供や子育て支援事業への取り組みが必要です。

4 . 次世代育成支援に関するアンケート(ニーズ)調査

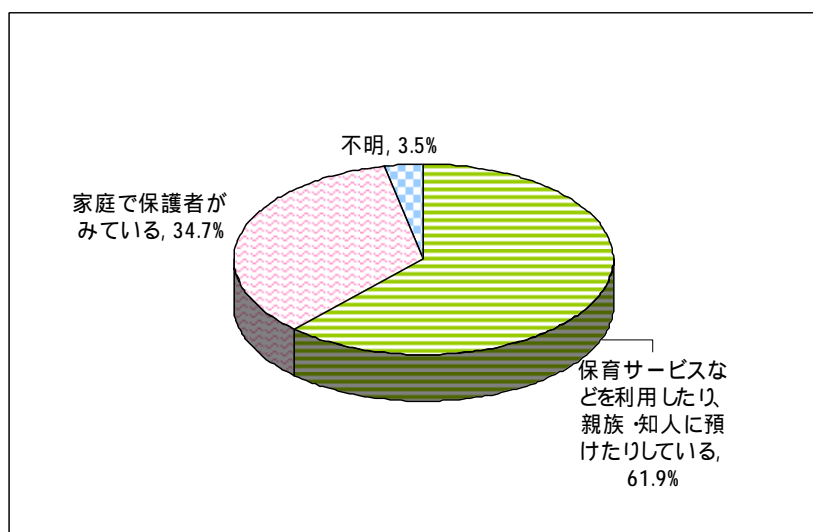
(子どもと子育て家庭の状況)

(1)保育サービスなどの利用状況

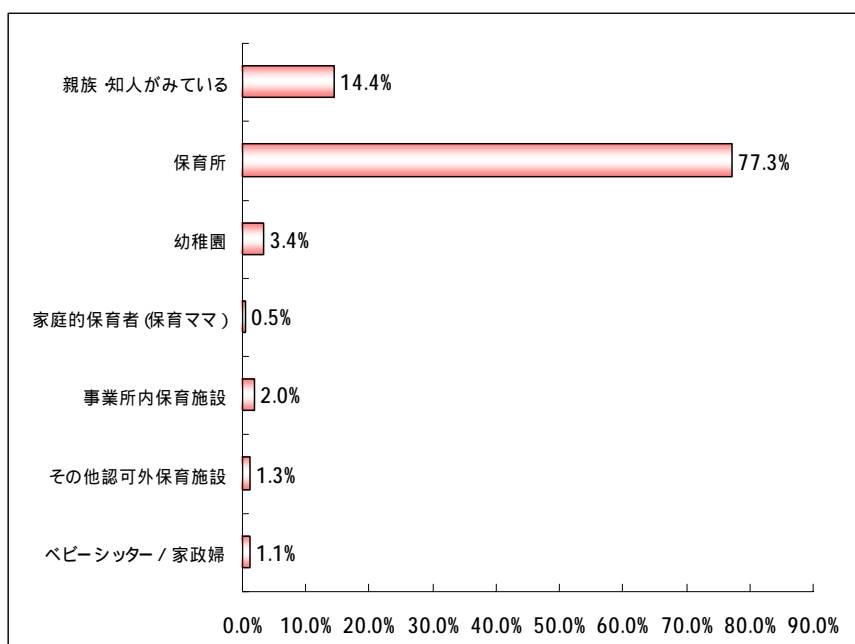
平日の保育サービスなどの利用状況を見ると、「保育サービスなど(保育所、幼稚園、家庭的保育者(保育ママ)、事業所内保育施設、その他認可外保育施設、ベビーシッター・家政婦)を利用したり、親族・知人に預けたりしている」が61.9%、「家庭で保護者がみている」が34.7%となっています。

また、利用する保育サービスの内容を見ると、「保育所」77.3%、「幼稚園」3.4%で保育サービス等の利用状況の約8割を占めており、公共における保育サービスの対応の高さが伺えます。

保育サービスなどの利用状況



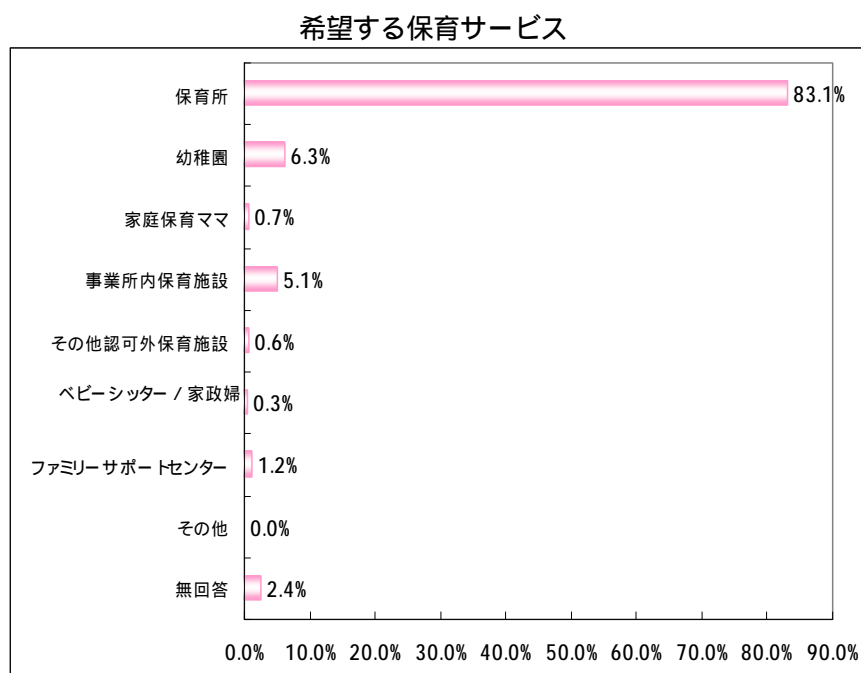
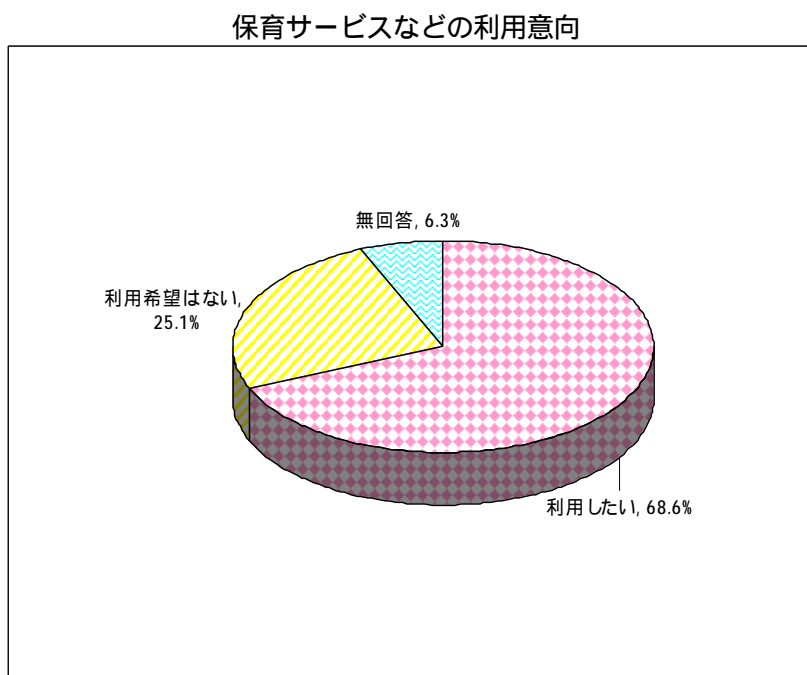
利用する内容



(2) 保育サービスなどの利用意向

保育サービスなどの利用希望を見ると、「利用したい」が68.6%、「利用希望はない」が25.1%となっています。

希望する保育サービスなどを見ると、「保育所」が83.1%で最も高く、次いで「幼稚園」が6.3%、事業所内保育施設が5.1%となっています。



(3)小学生児童の放課後等の過ごし方

小学生児童の放課後の過ごし方を見ると、平日においては19時以降、土日においては18時以降の時間帯に約8割の子どもが家族と過ごしている状況に対して、約1割の子どもが家族以外の大人とファミリーサポートセンター等で過ごしている状況となっています。

平日

	15時～17時	17時～19時	19時～21時	21時以降
1位	学校にいた (45.8%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(65.6%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(79.5%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(78.4%)
2位	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(13.4%)	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした(8.8%)	家族・親族以外の大人と過ごした(ファミリーサポートセンター)(1.2%)	その他(2.3%)
3位	友だちの家で過ごした(11.4%)	学習塾や習いごとに行っていた(4.3%)	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした(1.0%)	家族・親族以外の大人と過ごした(ファミリーサポートセンター)(1.1%)

土曜日

	8時～12時	12時～13時	13時～18時	18時以降
1位	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(47.8%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(71.3%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(43.1%)	保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごした(77.4%)
2位	クラブ活動や地域活動(子ども会やスポーツなど)をしていた(15.6%)	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした(5.0%)	友だちの家で過ごした(15.2%)	学習塾や習いごとを行っていた(1.6%)
3位	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした(7.6%)	友だちの家で過ごした(1.7%)	公園などで友だちと遊んでいた(7.0%)	家族・親族以外の大人と過ごした(ファミリーサポートセンター)(1.3%)

ファミリーサポートセンター：ファミリーサポートセンターは「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が、地域で子育てについて助け合う会員組織。

日曜日

	8時～12時	12時～13時	13時～18時	18時以降
1位	保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした（61.0%）	保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした（75.8%）	保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした（60.2%）	保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした（78.7%）
2位	クラブ活動や地域活動（子ども会やスポーツなど）をしていた（14.0%）	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした（1.8%）	友だちの家で過ごした（9.9%）	家族・親族以外の大人と過ごした（ファミリーサポートセンター）（1.3%）
3位	家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした（3.3%）	クラブ活動や地域活動（子ども会やスポーツなど）をしていた（1.4%）	公園などで友だちと遊んでいた（5.5%）	その他（1.1%）

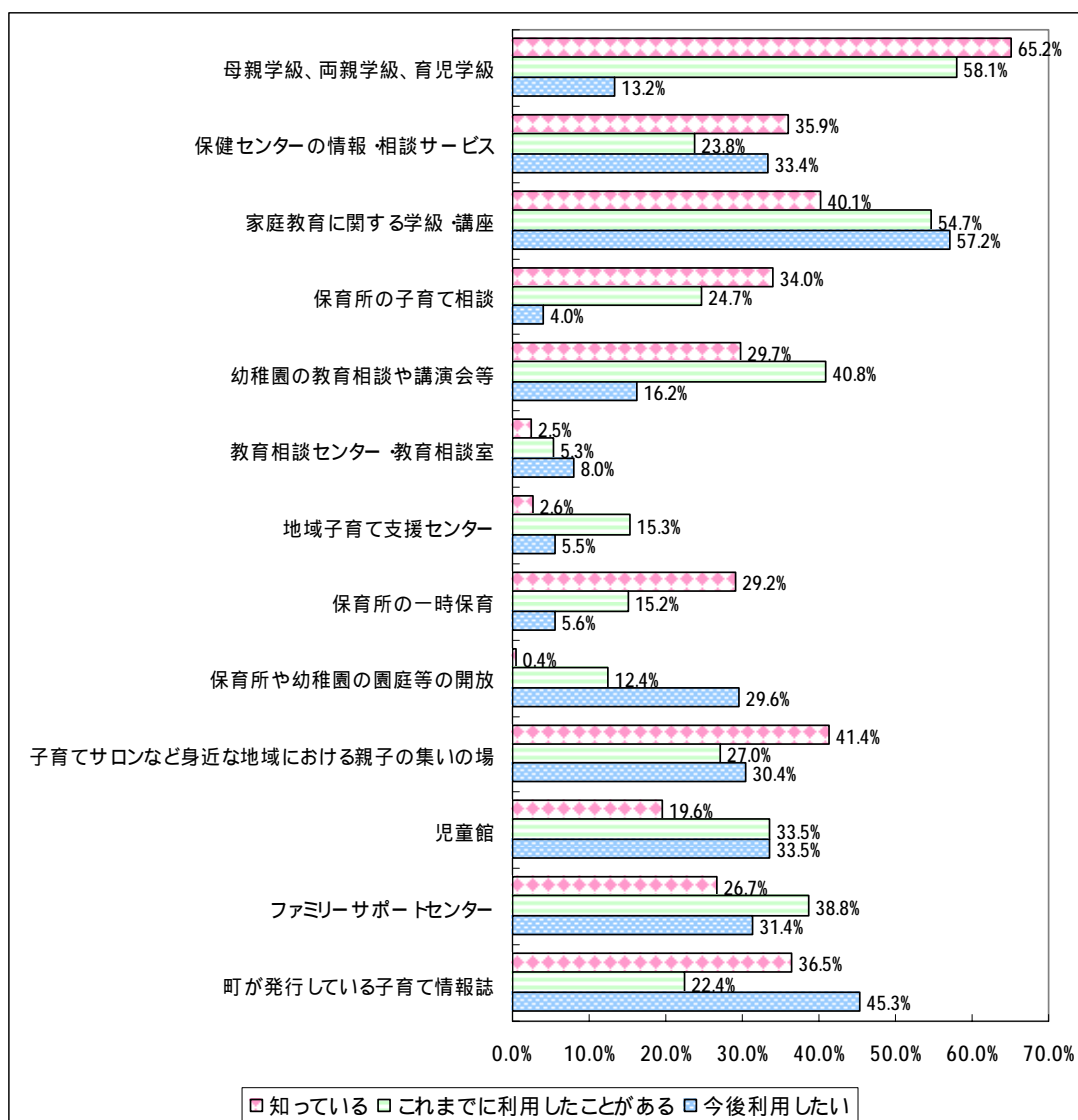
(4)子育て支援サービスの認知度・利用意向

子育てに関する事業等で知っているものについては、「母親学級、両親学級、育児学級」が65.2%で最も高く、次いで「子育てサロンなど身近な地域における親子の集いの場」が41.4%、「家庭教育に関する学級・講座」40.1%となっています。

利用したことがある事業等については、「母親学級、両親学級、育児学級」が58.1%で最も高く、次いで「家庭教育に関する学級・講座」が54.7%、「幼稚園の教育相談や講演会等」40.8%となっています。

今後利用したい事業については、「家庭教育に関する学級・講座」が57.2%で最も高く、次いで「町が発行している子育て情報誌」が45.3%となっています。

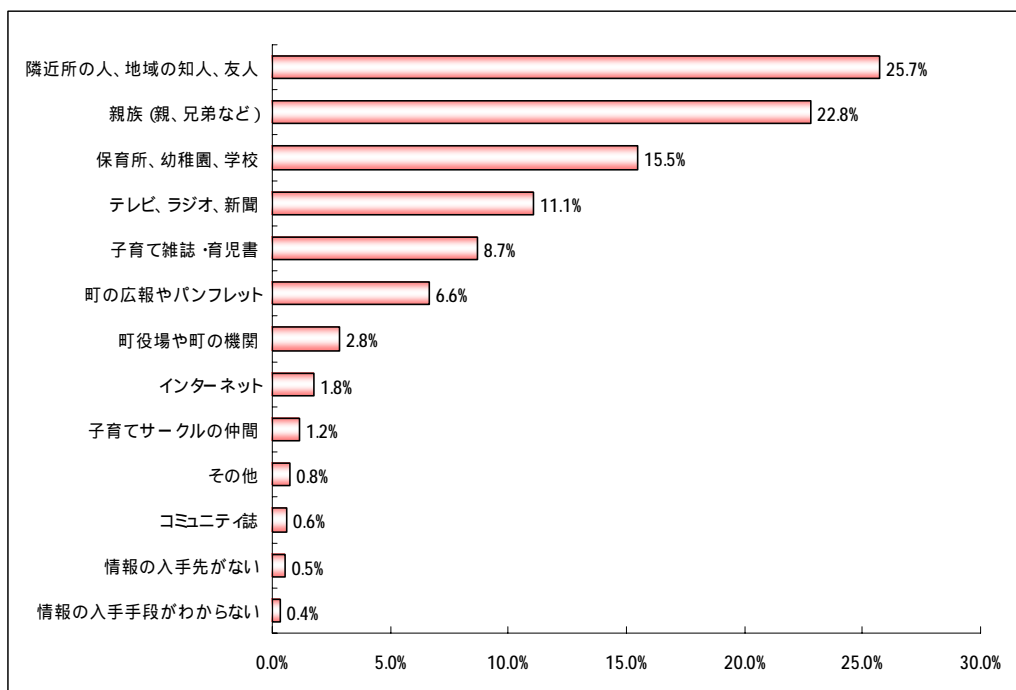
利用状況



【参考資料：子育て情報入手手段】

子育てに関する情報入手手段を見ると「隣近所の人、地域の知人、友人」が25.7%と最も高く、次いで「親族(親、兄弟など)」が22.8%、「保育所、幼稚園、学校」が15.5%となっています。

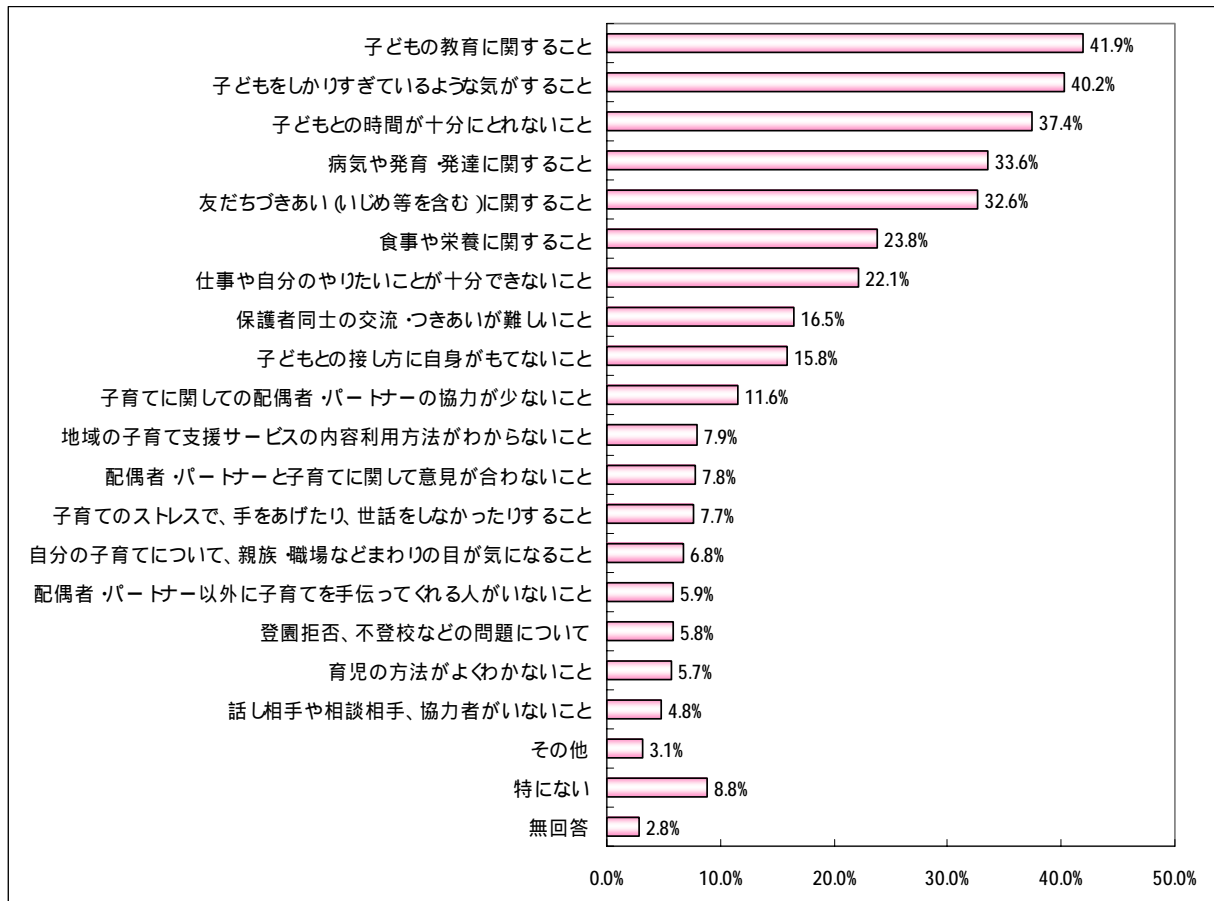
情報入手手段



(5)子育てに関する悩みごと、相談相手について

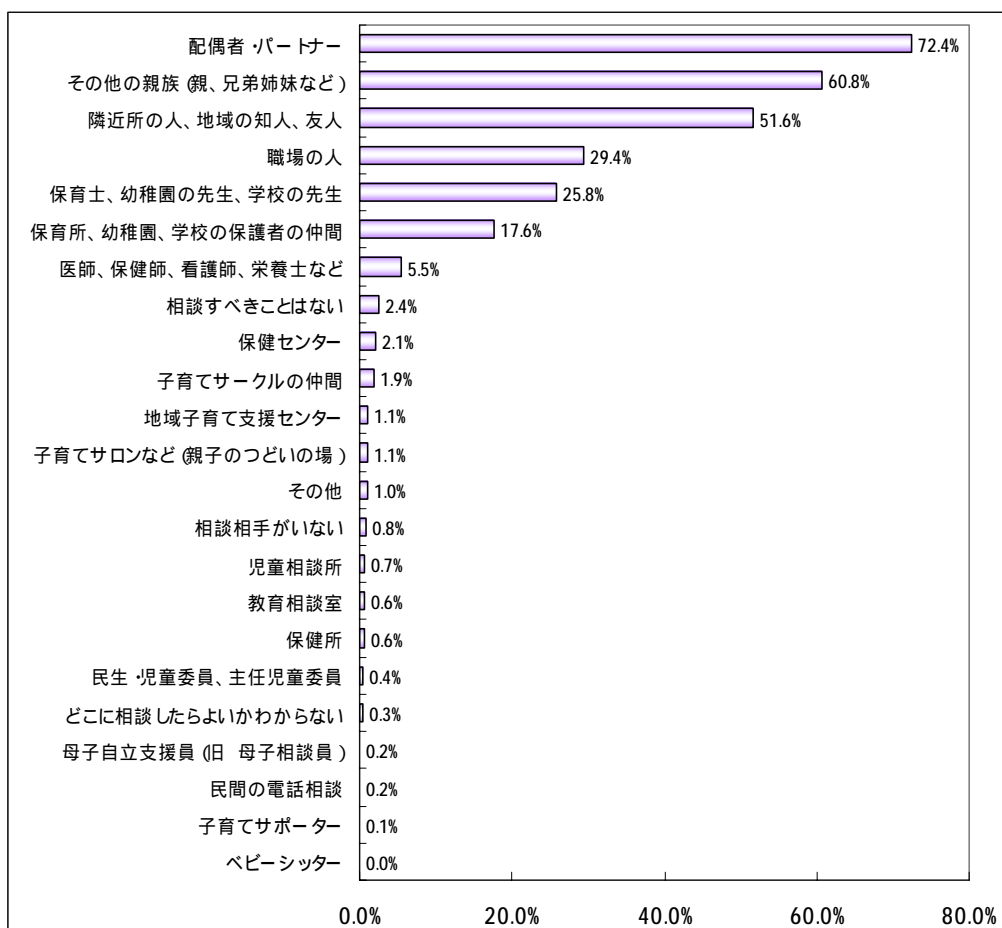
子育てに関する悩みや不安

子育てに関して、日常悩んでいること、または、気になることを見ると、「子どもの教育に関すること」が41.9%で最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」とが40.2%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が37.4%となっています。



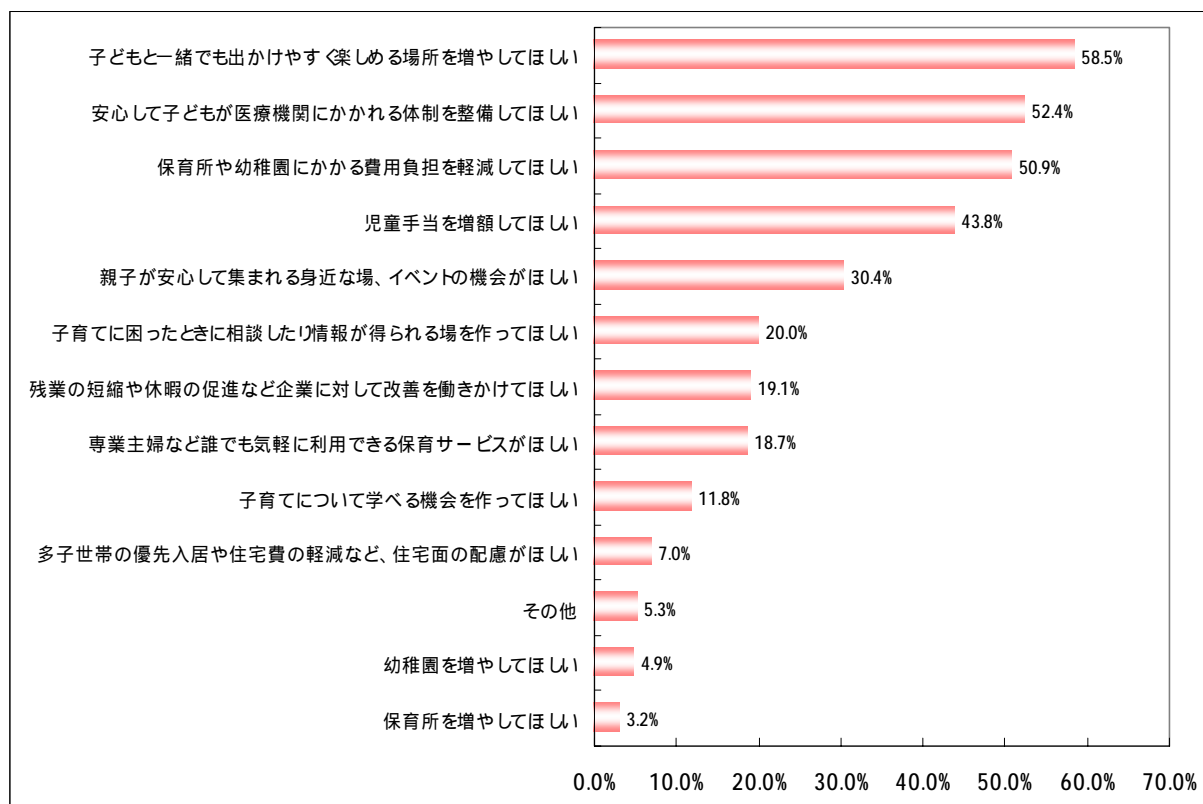
相談相手

子育てに関する悩みや不安の相談相手を見ると、「配偶者・パートナー」が72.4%で最も高く、次いで「その他の親族(親、兄弟姉妹など)」が60.8%、「隣近所の人、地域の知人、友人」51.6%となっています。



(6)子育て環境に関する要望

子育て環境に関する要望を見ると、「子どもと一緒に出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が58.5%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が52.4%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」50.9%となっています。



まとめ

ニーズ調査より、特に保育所に対する利用者や希望者が多いことから、多様なニーズに対応できるよう、柔軟な保育サービスの提供に取り組む必要があります。

また、気軽に親子が集い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の確保や医療機関の充実、経済的支援の充実等、子育て環境の整備や支援体制の充実に取り組む必要があります。

5 . 地域の課題

本市の子どもや家庭をめぐる実態やアンケート調査から、保育サービス等の必要性の高まりとともに、子育てにおける悩みや不安を解消できる体制の確立が重要となっていることが読み取れます。

よって、ニーズの高まりや行政サービス、地域社会の現状より、以下のような課題が考えられます。

(1)少子化

- ◆ 少子化による将来の地域社会全体への多大な影響を緩和するために、若年者世帯を対象とした住宅の供給や企業との連携による就業環境の整備など、総合計画や他の福祉計画との整合を図り、行政分野の施策全般における横断的な連携の下で、家族が安心して暮らし、子どもを産み育てることができる生活環境の整備が必要です。

(2)地域における子育て

- ◆ 子育てに関する総合拠点・総合窓口となる施設の設置と各地域の拠点となる「地域型支援センター」の機能を充実し、子育てに関する地域の現状や問題に対応できる体制づくりが求められています。
- ◆ 地域の高齢者と小中高生徒との交流や乳幼児との交流等、子どもたちの健全な育成や情操教育にもつながる異世代交流事業の拡大の全市的展開を図る必要があります。
- ◆ 地域における子育て支援体制づくりのため、地域のマンパワーの積極的な活用や子育てサークル等の充実を図るとともに、学校や地域でのスポーツ活動や読み聞かせ事業等の展開による地域住民の交流の場づくりが求められています。また、活動場所の確保等、行政の支援も求められています。

(3)母子保健等の充実

- ◆ 母子の健康を守るため、医師の確保や医療体制の整備・充実、他の医療関係機関との連携の強化が必要です。
- ◆ 母子ともに心身の健やかな育成のために、各種関係機関と行政の連携による健康診断・診査等の医療面での対応の充実や、相談・訪問事業による出産、子育て、発育等に対する不安感や負担感の軽減が求められています。
- ◆ 子育て中の親が同じ立場の親との交流を通して子育てに関する知識や考え方を得る機会の確保とともに、子育てに関する様々な活動についての広報の充実が必要です。

(4)家庭と仕事の両立支援

- ◆ 各家庭の現状に即した保育所への入所条件の再設定や、子どもの状況に合った保育をするための保育所の体制づくりが求められています。
- ◆ 保護者の急用等への対応など様々な保育ニーズへの対応を可能とした、柔軟な施策展開と体制づくりが求められています。
- ◆ 保護者の就労状況に合わせた保育所等の体制の確立とともに、子育て支援に対する企業への協力要請、指導、啓発活動等を行うなど子育てのしやすい社会環境づくりが求められています。
- ◆ 男女が共に育児、家事、介護等に積極的に関わる意識を持てるよう広報・啓発活動に努めるとともに、地域住民や企業、行政が連携した地域社会全体での支援環境づくりに努める必要があります。

(5)子どもを育む環境の充実

- ◆ 子どもの健やかな成長のための医療費の助成や軽減、ひとり親家庭の自立を支援していくための経済的支援や相談体制の充実が必要です。
- ◆ 児童虐待や子育てへの無関心、親としての自立や責任感の欠如が取り沙汰されている社会状況の中、本市の若い子育て中の親が不安や負担を感じることなく子育てができるように、親としての知識や責務、自覚の醸成を促す施策の展開が求められています。
- ◆ 障害児やその家庭が安心して生活していけるように、発達支援や経済的支援、各種施設の受け入れ態勢の整備・充実等が求められています。
- ◆ 児童・生徒の国際化を視野にいれ、学力向上とともに、心と身体が健やかに成長できるよう教育環境の充実が求められています。
- ◆ 各学校で実施している保健事業の健診項目内容を統一するとともに、子どもの健康管理のための設備等の整備・充実が必要です。
- ◆ 子どもが抱える心の不安を解消するため、学校での相談活動の充実、専門のカウンセラーによる不登校やいじめ等の問題解消に取り組んでいくことが求められています。
- ◆ 児童虐待という外部から発見しにくい問題の早期発見と防止のために、関係機関が連携した虐待防止ネットワークの構築が求められています。
- ◆ 家庭における親と子どもが抱える悩みや問題の解消のために、家庭児童相談室を設置し、家族が気軽に利用できる仕組みの構築が必要です。

(6)安全・安心の生活環境の整備

- ◆ 子どもとその家族また地域住民が、安心して遊びや散歩等に利用できる公園の整備とその管理が求められています。
- ◆ 近年多発する様々な事件事故から子どもを守るため、地域と行政の協力による安全・安心を確保する防犯活動や安全に配慮した施設や設備の充実が必要です。
- ◆ 水と緑に囲まれた豊かな自然環境を活かした子どもたちのための施設整備が求められています。
- ◆ 親子が安心して利用できるよう公共施設等のバリアフリー化が求められています。

バリアフリー：利用する人が、社会生活を送るうえで障害となるものを除去すること。

(7)市民意識の涵養と情報提供の充実

- ◆ 子育てに関する知りたい情報を何時でも何処でも知ることができる情報提供体制の構築が求められています。
- ◆ 地域住民を対象とした子育て支援に関する講演会開催や啓発冊子の配布等による意識啓発が必要です。
- ◆ 家庭と子育てに関係する各種機関が連携を強化し、市独自のネットワークの構築による子育て支援を進めていくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち

少子化の進行は子どもたちの成長・発達に障壁となるだけでなく、市の、また地域の将来にとって極めて大きな影響を与えます。このため、この計画にとどまらず、少子化対策については総合計画をはじめとする市の諸計画における重要課題と位置づけ、関係諸機関の連携のもと社会全体での取り組みを進めます。

また、子どもたちの笑顔と笑い声絶えないまちは、すべての人にとって心温かく、豊かな気持ちで暮らせるまちです。

そんなまちの実現に向けて、ノーマライゼーション（誰もが等しく生きる社会の実現）の理念に基づき、子どもたちが明るく安心して暮らしながら、自らの生きる力を育む環境をつくとともに、すべての家庭が安心して心穏やかに子育てができるような環境づくりを、家庭や地域、関係機関等が連携しながら、社会全体でつくっていかねばなりません。

そして、地域の将来を担っていく子どもたちの幸せを第一に考えるとともに、子どもも地域を支えているひとりの人間として尊重される社会の実現に向け「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」「親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり」、「子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり」、「みんなで育てていくやさしい子育てのまちづくり」を進めるものとします。

2. 基本方向

. 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

急激な少子化の背景には、経済的な問題、女性の生き方や生きがい・仕事などに対する価値観の多様化、それに伴う家庭観・結婚観の変化や未婚・晩婚化という状況など、社会構造の大きな変化による様々な要因が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、子育てが楽しいものであり、子育ても大切な生きがいであるという人生観が育まれるよう各種施策を推進するとともに、次代を担う世代がこの地に住みたいと思うことのできるまちづくりに取り組み、子どもたちの笑顔が絶えないまちをめざします。

. 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり

核家族化の進行、共働き家庭の増加、近隣関係の希薄化に伴い、家庭における子育て力や地域の子育て機能が低下し、子育てに対して母親や家族が抱える負担感や不安感が増大しています。

このため、地域における各種相談・訪問、支援体制の充実を図るとともに、子どもを育てる喜びを感じ、分かち合っていくことができるよう、多様で柔軟な支援や適切な情報の提供を行っていきます。

また、共働き家庭の増大や就労形態の多様化による様々なニーズに対応した、子育てと仕事の両立を支援する保育サービスの充実を図るとともに、男女が共に子どもを育てる責任と喜びを分かち合うことで、親子や夫婦が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

. 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

情報化社会の進展、科学技術の進歩、価値観の多様化、少子高齢化社会の到来など社会の急激な変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子ども自身の健やかな成長を阻害する要因も増えていきます。

そこで、子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力などを備えた、調和のとれた人間として健やかに成長するために、子どもに関わる関係機関と家庭及び地域が相互に連携した環境づくりを推進します。

また、安心して出産・子育てができるように、母子への保健福祉サービスの充実や母子医療体制の充実を図り、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

. みんなで育てていくやさしい子育てのまちづくり

子どもが地域社会の中で健やかに成長していくために、子どもも地域を形成する大切な存在と考え、その人権の尊重や権利を守るなど、「子どもの権利条約」の趣旨の具体化を図っていく必要があります。

そこで、学校、地域等様々な場や機会を通じて、人権に関する教育や啓発活動を推進するとともに、児童虐待やいじめなど、人権侵害に対する予防、相談、保護などの支援体制の充実を図ります。

また、安全に安心して子育てができるように、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備と事故の防止対策に取り組んでいきます。

さらに、近年、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多発するなか、地域で子どもの安全を確保するために、家庭や地域、学校、関係機関等との連携による、犯罪を防止する取り組みを行うなど、子どもの人権が尊重された安心、安全なまちづくりを進めます。

3. 施策目標

1. 子どもが生まれ育つ環境の整備

若者がこの地で住み、子どもを産み・育てたいと思う環境の整備を図るため、総合計画に基づき、丹後の豊かな自然と歴史を背景に、市民、事業者、行政がその役割を適切に分担し、地域が持続的に発展する「地域力」を高めます。

また、女性をはじめとする若者の人生に対する意識の変化に即応しつつ、子どもとともに生きることの楽しさを実感できる社会や男女共同参画社会の実現へ向け、男女が互いに対等な立場で共に子育てに参加する意識の浸透と企業等への子育て支援意識の啓発、高揚を図ります。

2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備

子どもが自主性や社会性を身につけながら成長できる環境を整えるために、地域で遊びやスポーツ、文化活動、地域活動などを通じて仲間づくりができる交流の場づくりを推進するとともに、子ども同士だけでなく幅広い世代や様々な地域の人々との交流の場づくりを推進します。

3. 子どもの心身の健やかな成長支援

将来の担い手である子どもが心豊かに生きる力を伸ばしていくために、学校での教育環境等の整備、教育内容の充実、家庭教育を支援し、子どもたちの健やかな成長に向けた取り組みを図っていきます。

また、妊娠、出産から乳幼児期の母子の健康維持を図る医療体制の充実、障害児の療育体制等の整備を図るとともに、思春期における学校保健の充実や食育の推進に取り組みます。

4. 地域における子育てへの相談、支援体制の整備

母親や家族が抱える子育てへの負担感、不安感の解消を目指して、地域における子育て力を活用した相談・支援体制の充実を図るとともに、子育て支援事業の整備充実と適切な情報提供、関係機関等による子育て支援ネットワークづくりを推進します。

さらに、子育て家庭をはじめ、ひとり親家庭に対して、安心して子育てをしながら就労できるよう経済的支援や制度的支援の充実を図ります。

5. 子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出、共働き世帯の増加という状況において、子育てと仕事の両立を支援するために、多様なニーズに柔軟に対応できる保育サービスの充実に努めます。

また、就労状況や形態の多様化、複雑化に対し、延長保育、休日・夜間保育、放課後児童クラブなど多様で弾力的な保育サービスの充実、実施検討を図ります。

食育：食に関する教育を指すが単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での団らんを通じて社会性を育んだり、食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。

6．子どもの心身の保護

外からは見えにくい児童虐待やいじめ等の増加、深刻化が子どもの心身の発達に多大な影響を及ぼしていることから、このような問題の早期解決、解消を目指すとともに、人権教育の推進による子どもたちの健やかな心身の成長を保護する取り組みを推進します。

7．子どもが安心・安全に生活できる環境づくり

公共施設等のバリアフリー化を図り、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が、安心して利用できる安全な生活環境の整備を推進します。

また、近年、多発する犯罪や交通事故等の被害から子どもを守るための活動を、家庭や地域、関係機関等との連携強化により推進します。

4. 計画の体系

基本理念

地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち

基本方向

- I. 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり
- II. 親子が明るく楽しく暮らせるまちづくり
- III. 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり
- IV. みんなで育んでいくやさしい子育てのまちづくり

施策目標

- 1. 子どもが生まれ育つ環境の整備
- 2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備
- 3. 子どもの心身の健やかな成長支援
- 4. 地域における子育てへの相談・支援体制の整備
- 5. 子育てと仕事の両立支援
- 6. 子どもの心身の保護
- 7. 子どもが安心、安全に生活できる環境づくり

推進方向

- ①次代の親づくり
- ②男女共同の子育て環境づくり支援
- ③子育て家庭への経済的支援
- ①交流の場づくり
- ②健やかな身体づくり
- ③文化活動の場づくり
- ④自然を活かした交流活動の充実
- ①教育環境の整備
- ②就学前教育の充実
- ③障害児等への支援策の充実
- ④母子の健康づくり支援
- ⑤母と子どもへの医療体制の充実
- ⑥思春期の保健対策の充実
- ⑦食育事業の推進
- ①子育てに関する相談体制の整備充実
- ②子育て家庭への支援体制の整備
- ③子育てに関する情報提供の推進
- ④地域の子育て支援ネットワークづくり
- ⑤ひとり親家庭の自立支援
- ①多様なニーズに対応できる保育サービスの整備
- ②放課後児童対策の充実
- ①人権教育の推進
- ②児童虐待防止の推進
- ③いじめや不登校等への対策の充実
- ①安心して子育てができる生活環境の整備
- ②子どもの安全が確保されたまちづくりの推進

第4章 施策の推進方向

1. 子どもが生まれ育つ環境の整備

次代の親づくり

ふれあい体験事業の推進

将来を担う小中高生等が、保育所での乳幼児とのふれあい等の体験を通して、家庭の大切さや子どもを生き育てることの喜びと意義を知り、次代の親としての自覚と責任を持った人格形成と社会性を育むための取り組みを推進します。

男女共同の子育て環境づくり支援

男女共同参画社会 への意識と行動の啓発

男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合うことで、ともに子育てに参加し、子育てと仕事が両立できる環境づくりを目指して、育児休業制度や子育てのための時間確保の推進等、男女が共同して子育てをする意識と行動の啓発、高揚を図ります。

企業等との協働 による子育て支援体制の整備

労働時間の短縮や育児休業の取得促進など子育てしやすい雇用・就労環境づくりを目指し、企業への啓発と協力要請を図ることで、企業における子育て支援体制の充実に努めます。

子育て家庭への経済的支援

生活支援事業の推進

子育て家庭が安心して生活できる環境づくりを目指して、子育てや出産、妊娠時にかかる費用の助成等により、妊娠・出産・子育てへの経済的支援の推進に努めます。

医療費補助事業の推進

子どもの健やかな育成を目指して、乳幼児医療・児童医療の助成や不妊治療への給付など医療費補助の推進に努めます。

就学等の支援事業の推進

経済的理由により就学が困難な児童の親に対し、必要な経済的援助を行うことにより、子どもたちの就学機会の保持を図ります。

男女共同参画社会：性別にかかわらずあらゆる分野への参画と能力発揮の機会がひとしく保障されることを大前提にしつつ、性別にかかわらず一人ひとりの個性が尊重される社会。

協働：自己の主体性・自発性のもとに共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調すること。

2. 子どもが心豊かに成長できる環境の整備

交流の場づくり

異世代交流事業の推進

公民館等での子ども向け行事の実施促進や地域の子ども会活動への参加を図ることで、年齢の異なる子ども同士の交流の場をつくり、社会性を身につけられるよう支援します。

また、子どもたちが協調性や思いやりの心を育めるよう、スポーツやレクリエーション、地域行事を通じた高齢者等の異世代とふれあう機会の提供に努めます。

社会教育施設や公園等の整備

図書館や公民館等における児童室、子どもコーナーなどの設置、また室内遊具の貸し出しなどにより、子どもたちの自由な交流の場としての社会教育施設の整備充実を図ります。

また、子どもたちにとって安全で安心して遊べる公園や緑地の整備を図るとともに、子どもたちが遊びや友達を通じて自主性や社会性を育む場所の充実を図ります。

学校施設開放の推進

子どもたちの遊び場や居場所を確保するために、身近な施設である学校の校庭、体育館、特別教室等の施設の開放に向け、管理運営体制等必要な検討を進めます。

健やかな身体づくり

スポーツ活動の充実と推進

子どもたちがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、各地域での活動や交流、遠征など様々な取り組みに対して支援を行います。

また、子どもたちへのスポーツの浸透を図るため、スポーツ施設の整備など地域のスポーツ環境の充実を図ります。

地域での指導者の育成と確保・活用

地域におけるスポーツに関する様々なニーズに応えるため、スポーツ指導者、審判員等の各種研修・講習会の実施、スポーツ指導者等の登録や派遣など、スポーツ活動の推進を図る人材の育成及び確保・活用を図ります。

文化活動の場づくり

文化サークルの充実

子どもたちが様々な文化的な活動に親しみ交流できる環境づくりに努めます。

地域文化の継承

各地に伝承される郷土芸能や民俗文化を大人から子どもが継承することによって豊かな人間性の育成や地域とのかかわりが強まるよう、地域の伝統文化の保存継承を支援します。

図書館の整備、充実

子どもの情操教育にとって有効な読書との関わりを促進するために、図書館司書の活用・図書館における検索や予約等のオンラインシステム化やインターネットによる図書館サービスの整備、充実を図ります。

また、図書館でのボランティアによる絵本の読み聞かせなどの各種行事を通じて、子どもたちが本に親しむ機会の提供に努めます。

自然を活かした活動の充実

自然・環境学習の推進

豊かな自然を次の世代へ継承していけるよう、自然エネルギーによる環境保全に関心を持つとともに、自然体験学習・地球温暖化防止などの学習を深めるなど、子どもたちへの環境教育や地球環境に対する意識を育む学習の推進に取り組みます。

自然を活用した施設整備と体験活動内容の充実

また、本市の貴重な自然資源を活用した体験活動の充実を図るため、河川における親水性の確保など子どもたちが自然と親しみながら健やかに成長できる場を提供するとともに、それらを生かした体験活動の推進に取り組みます。

3. 子どもの心身の健やかな成長支援

教育環境の整備

学力の向上と健やかな身体の育成

少人数授業や体験を通じた学習、地域の人材を活かした授業など多彩な教育の導入、ALT の活用などによる多様で弾力的な教育プログラムを積極的に実施し、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、知識・技能・体力の向上を図るとともに、子どもたちが自ら学び、考える力と主体的に判断・行動し、問題を解決できる力を育みます。

豊かな心の育成

学校教育を通して、子どもたちの規範意識や社会性を育むため、道徳の時間や体験学習、自主的な読書活動、あいさつ活動など、子どもたちの豊かな心の育成を目指した取り組みを推進します。

また、学校にスクールカウンセラー や心の教室相談員 を配置し、子どもたちが抱える悩みや不安の解消に努めます。

信頼される学校づくり事業の推進

各学校での自己点検・自己評価の実施や学校評価制度の導入など、学校の運営体制の見直しを図り、家庭や地域社会と連携した学校づくりを目指すとともに、教職員の研修の充実や教育相談員の配置など、教職員の資質の向上と支援体制づくりに努めます。

また、積極的に学校での行事や活動の情報を地域に発信し、家庭や地域の人たちの学内活動への参加を促すとともに、家庭や地域社会の協力のもと学校内外を問わず、子どもたちが安心・安全に遊び、学習できる環境づくりや体制づくりに努めます。

ALT：中学校、高等学校等の語学指導に従事する外国語指導助手。

スクールカウンセラー：心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士，精神科医，大学教授などカウンセリングの専門家。主に配置された学校の児童生徒，教職員及び保護者からの相談を担当。

心の教室相談員：生徒の悩み，不安等を気軽に話せ，ストレスを和らげることのできるような第三者的な存在となりうる者として生徒の身近に配置された人たち。

就学前教育の充実

幼稚園、保育所の充実

人間形成においてきわめて重要な乳幼児期において、子どもたちが集団生活の中での遊びや自然体験・社会体験などを通し、自立と自信をつけることのできる保育と教育の充実に努めます。

また、幼児の小学校への体験入学や学校行事等への参加の機会を設け、小学校入学後に安定した学校生活を始めることができるよう取り組みます。

なお、幼稚園教育の意義・保育所ニーズ等を考慮しながら、今後の国等の動向を踏まえ、幼保一体化に関する検討を進めます。

障害児等への支援策の充実

障害児支援の充実

学校や支援施設、関係機関との連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な援助を行います。

障害児家庭への経済的支援

障害児のいる家庭に対して、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、重症心身障害児医療費助成等、経済的な支援の充実と支援制度の周知を図ります

障害児の保育、教育の充実

障害のある子どもが身近な場所で保育を受けられるように、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育体制の充実に努めます。

また、学校での生活支援や教育相談、就学指導、進路指導などを充実させるとともに介護職員を配置して、子どもの障害に合わせた教育の充実に努めます。

療育体制の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親子が抱える不安や悩みの軽減や解消を図るため、療育相談や機能訓練などを有する障害者支援施設を整備充実し、地域での療育環境の整備に努めます。

発達障害児支援の充実

学習障害や注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもを支援するため、教育・福祉・医療など関連する機関の連携を図り、早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう努めます。

注意欠陥多動性障害：落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴をもった障害。

母子の健康づくり支援

出産支援事業の推進

すべての子どもたちの健やかな成長は、基盤となる親、特に母親の健康状態と密接な関係があります。

そこで、母子健康手帳の交付時に、妊産婦を対象とした健康診断の充実、妊婦の栄養指導など、出産に向けた相談や指導体制を強化し、妊産婦の健康維持・増進の支援に努めます。

子育てに関する講座や講習等による情報の普及

親が出産、育児に必要な情報を得るため、母親教室や両親教室などの各種講座や講演会を通じた知識の普及を図るとともに、多様なニーズに応じた訪問指導や健康相談などの実施により、きめ細やかな情報提供と実践活動の普及・啓発を図ります。

乳幼児健康診査の充実

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児健康診査や成長段階に応じた健康診査を行います。合わせて、健康診査等を活用し、成長や発達、栄養状態への保健指導や子育てなどに関する悩み相談を行うとともに、親の健康状態や生活、育児状況などを把握し、安心して健全な子育てができるための支援を行います。

また、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指した対象家庭への広報活動に努めます。

疾病等の予防と早期発見の促進

子どもの感染症の発生及び蔓延を予防するための予防接種や、むし歯予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、対象家庭への広報活動に努めます。

また、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診断・診査後の事後フォローなどにより、疾病及び発育、発達上または養育上の問題等の早期発見に努め、適切な医療機関等への受診、相談の勧奨により早期対応を促進するとともに、子どもたちの事故防止及び事故発生時の対応に関する知識の普及に努めます。

母と子どもへの医療体制の充実

小児医療の充実

市民病院を小児医療の拠点とし、専門医の確保や医療機能の充実を図るとともに、地域の他の医療機関や関係機関との連携を強化しながら、小児医療のサービス体制の整備、充実を図ります。

周産期医療の充実

救急医療を必要とする母体、胎児、新生児の迅速な搬送体制の確立と、ハイリスク妊産婦や重症新生児を対象とする高度専門医療の提供を図るため、産婦人科医師の確保や関係機関との連携を強化し、妊娠期から新生児期までの周産期を通じた一貫性のある医療体制の整備に努めます。

思春期の保健対策の充実

学校保健の充実

思春期という多感な時期に、母性、父性についての正しい理解と自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物等の有害性に関する基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

食育事業の推進

食育推進事業の推進

「食」は、人の生きる糧であり、正しい食習慣の定着は、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、離乳食実習教室やヘルシーマザー教室、親子クッキングなどの開催や食に関する相談への助言を通じて、「食育」に関する知識の普及、啓発を図り、家庭での健全な食生活が営めるよう支援します。

また、欠食、孤食、偏食などの食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に欠くことのできない「食」についての理解を深めるため、給食などを通じて、食に関する知識と関心を醸成する学習、教育を推進します。

周産期医療：妊娠後期から新生児早期までの期間、母体・胎児・新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るための医療。

4 . 地域における子育てへの相談、支援体制の整備

子育てに関する相談体制の充実整備

訪問、相談事業の推進

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

子育て相談事業の推進

子育て相談に関する各相談機関との連携体制を整備し、地域の子育て相談のネットワーク体制の充実を図ります。

また、地域での様々な子育て相談に対応するため、家庭児童相談室や地域子育て支援センター等に専門的な相談員を配置し、相談体制や指導内容の充実を図ります。

女性専門の相談事業の推進

女性が安心して生活できる地域づくりを目指して、仕事、夫婦、家庭、子育て、セクハラ、DV等の女性が抱える様々な悩みに対して、専門のカウンセラーが相談に応じ、不安や負担の軽減を図るため女性専門の相談体制づくりに努めます。

児童虐待などへの相談事業の充実

子どもたちの健やかな成長を妨げる問題の早期発見や解決のため、親子がそれぞれに抱える子どもの発育状況や行動、親子関係、虐待などの問題について、専門のカウンセラーが相談に応じる、家庭児童相談室の整備を推進するとともに、児童相談所や学校、警察署及び児童委員等との連携を図ります。

地域子育て支援センター：地域の子育て家庭や活動に対する育児支援、子育て不安等の相談や指導、子育てサークルへの支援等を行うところ。

DV(ドメスティック・バイオレンス)：家庭内での暴力行為のうち、特に配偶者や恋人から身体的、精神的に暴力を受けること。

子育て家庭への支援対策の整備

地域子育て活動への支援事業の推進

親子や子育てサークルが気軽に集い活動できる場の提供や、子育て相談及び子育てに関する情報提供が受けられるよう、地域子育て支援センターの増設やつどいの広場 の設置を推進します。

また、子育て支援に関わる人材の育成のため、地域の子育てサークルやボランティア活動への支援を図るとともに、親子が気軽に参加できる事業や子育て講座などの開催に努め、家庭の子育て力の向上を図ります。

保育所施設の開放の推進

地域に開かれた保育所づくりを目指し、保育士による育児相談や遊び、生活習慣などへの指導、援助を実施し、親の子育ての不安や悩みなどの軽減を図るための、保育所の空き教室や園庭の開放を推進します。

育児教室、育児学習の活動の充実

地域の育児力を高めるため、保育所などにおいて、保育士や保健師等による育児教室や育児学習の実施充実に努め、子育てに不慣れな親への子どもとの遊び方や学習の指導などを通じた子育ての支援を行います。

一時保育 ・ 特定保育 事業の推進

親の勤務形態の多様化や親の傷病などによる緊急事態、育児疲れの解消等に対応できる一時保育や特定保育を実施できる施設を増設し、家庭における子育て支援を推進します。

子育て短期支援事業の推進

親が病気、出産、公的行事への参加等による不在時や親の仕事が夜間にわたる場合など、一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図るため、乳児院や幼児寮を活用したショートステイ の充実やトワイライトステイ の実施に向けて検討を図ります。

つどいの広場：就学前児童（主に3歳未満児）を持つ保護者同士が、気軽に集い交流するとともに、子育ての不安の軽減や仲間づくりの支援を行なうところ。

一時保育：就労形態の多様化や専業主婦の育児疲れや急病などに対応するため、保育所において行う一時的な保育。

特定保育：保護者がパートを行っている等により保育が困難な児童に対して、週2～3日程度又は、午前か午後のみ等柔軟に行なう保育。

ショートステイ：保護者が病気になった場合などに児童養護施設等において一時的に児童を短期間(7日程度)預かる。

トワイライトステイ：保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる。

ファミリーサポートセンター事業の推進

地域で子育て家庭を支援するためファミリーサポートセンターの設置を推進し、支援活動を促進するため場所の提供を図るとともに、登録会員数の増加のための広報活動の普及・啓発に努めます。

また、センターの相互援助機能を活用した親の育児疲れの解消や運営スタッフによる子育てアドバイスを実施するなど、家庭への子育て支援の充実を図ります。

子育てに関する情報提供の推進

子育てに関する情報の提供、発信体制の確立

子育て家庭を対象とした、子育ての事業や制度の紹介、子育てに関する Q&A や保育所・幼稚園の空き情報などの各種情報の積極的な提供を図るとともに、情報誌の発行やインターネットの活用、講演会の開催などの情報発信体制の充実に努めます。

地域の子育て支援ネットワークづくり

子育て支援意識の啓発

今子育てしていない家庭も含め、すべての地域で子育て支援に関するパンフレットの配布や講演会への参加を促すなど、地域での子育て状況や制度などの啓発を図るとともに意識の高揚に努めます。

子育てネットワークの構築の推進

家庭や地域、学校、保育所、児童委員、子育てボランティアなどの子育てに関わる地域のマンパワーの適切かつ効果的な活用を図るため、「京丹後市子育て支援ネットワーク」の構築を推進します。

ひとり親家庭の自立支援

ひとり親世帯への子育て支援事業の推進

民生委員・児童委員等の関係機関の協力のもと、ひとり親世帯における育児・家事等を援護の充実を図るとともに、児童扶養手当やひとり親医療補助事業、母子家庭奨学金等支給事業などの経済的支援の充実と生活支援・相談事業・ひとり親福祉事業などの制度的支援の充実を図り、ひとり親世帯の子どもたちの安定した生活の維持と自立への支援に努めます。

5 . 子育てと仕事の両立支援

多様なニーズに対応できる保育サービスの整備

保育内容の充実

市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育所ごとに子どもの特性に合わせた柔軟な保育サービスの展開や低年齢児の受入れ体制の整備充実に努めます。

また、地域の現状に即した保育所の適正配置を検討していきます。

延長保育 の充実

親の勤務形態の多様化と勤務時間の延長による保育時間延長の需要の高まりに対応するため、今後、需要の動向と親から離れた保育が子どもたちに与える影響等を考慮しながら、延長保育時間の拡充を検討します。

休日・夜間保育 の実施

勤務形態の多様化に対応するため、土曜日の午後をはじめとする休日保育や夜間保育の実施を検討し、多様な保育ニーズに対する対応を図ります。

乳幼児健康支援一時預かり事業 の推進

保育所に通所中の児童が病気やケガの回復期や家庭での保育と集団保育が困難な期間に対応するため、保育と看護を行える施設の検討を進めるとともに、看護師・保健師や保育士等を派遣した家庭での一時預かり体制づくりを検討します。

民間活力を活用した保育サービスの推進

民間活力を活用した新たな保育施設の設置や、事業所内保育所との連携体制づくりを推進し、行政と民間が連携した保育サービスの提供を図ります。

延長保育：保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間(11時間)を越えて行う保育。

休日保育：保育所において休日の保育ニーズに対応するため、日曜、祝日などに行う保育。

夜間保育：親の就労形態の多様化に対応するために、保育所において夜間に行う保育。

乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)：疾病回復期にある子どもで、親の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行うもの。保育所・病院その他の施設において保育を行う「施設型」と、保育士、保健師、看護師などが病気回復期にある児童の家庭を訪問し保育を行う「派遣型」がある。

放課後児童対策の充実

放課後児童の安全確保と指導内容の充実

放課後における保育に欠ける児童に対し、遊びなどを通じながら心身の健全な育成を支援する放課後児童クラブの指導内容の充実とクラブ数の増加を図ります。

また、障害を持つ児童の受け入れ体制整備を図ります。

6. 子どもの心身の保護

人権教育の推進

子どもの権利条約 の啓発と普及

子どもの権利条約の趣旨に即し、子どもたちが地域の一員として尊重され主体的に参加できる地域社会の実現に向け、条約の啓発とともに、人権に関する講座やセミナーの開催等、あらゆる機会をとらえて子どもたちの人権に関する啓発を行います。

また、子どもたちが人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくことができるよう人権教育を推進します。

児童虐待防止の推進

児童虐待防止事業の推進

虐待防止と親子支援の視点を持って、健康診査、訪問・相談事業などの母子保健活動や関係機関での相談業務をはじめ、学校、保育所、幼稚園等で子どもたちに関わる日常業務の中から、発生予防、早期発見等に取り組みます。

また、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署、医師会等の関係機関からなる児童虐待防止ネットワークを構築し、子どもへの虐待の防止や早期発見、また長期的な視野での親や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

いじめや不登校等への対策の充実

いじめや不登校等に対する相談・支援体制の充実

いじめや不登校に悩む子どもたちの居場所づくり、ひきこもりがちな子どもたちへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などの様々な悩みに対し、子どもや親が気軽に相談できるようスクールカウンセラーや心の教室相談員を配置するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、学校生活への復帰を促す仕組みづくりを検討します。

子どもの権利条約：子どもの人権(社会において幸せな生活をおくるためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを目的としたもの。

7. 子どもが安心・安全に生活できる環境づくり

安心して子育てができる生活環境の整備

公共施設等のバリアフリー化事業の推進

子どもや妊産婦をはじめあらゆる人が安心して通行できる道路や利用しやすい公共施設等の整備を図るとともに、利用者の視点に立ち、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート、授乳室の設置など子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

子どもの安全が確保されたまちづくりの推進

防犯推進事業の推進

子どもたちを犯罪等の被害から守るため、地域と関係機関が子どもに関する犯罪の発生状況、危険な場所等の地域安全情報の相互提供と共有化等に取り組みます。

また、子どもたちの緊急避難場所となる「子ども110番の家」の拡大や、学校や幼稚園、保育所内外における地域と関係機関が一体となった犯罪防止対策に取り組みます。

交通安全対策事業の推進

子どもたちを交通事故から守るため、警察、学校、保育所等の関係機関の連携による協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭等を対象とした参加体験型の交通安全教育の実施やチャイルドシートについての普及啓発活動等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、子どもたちが交通事故に遭わないように、通学路における歩道設置及び車止め、カーブミラーなどの交通安全施設を整備し、通行の安全確保を図ります。

子ども110番の家：子どもたちが登下校時、あるいは公園などで遊んでいる時に、不審な人物に声をかけられたり、連れ去られかけた時、

助けを求めるとき逃げ込める地域の民家及び商店などの名称。

第5章 目標事業量

施策を推進するために数値目標を以下のとおり設定するとともに、今後は、住民からのニーズと本市の財政状況を踏まえつつ、数値目標の達成に努めていきます。

事業名	現 状 (平成16年度)	目 標 値 (平成21年度)	設定の考え方等
通常保育事業	31 箇所 (内民間施設1 箇所) 定員：2,005 名 低年齢児(3 歳未満) 定員：265 名	28 箇所 (内民間施設2 箇所) 定員：1,350 名 低年齢児(3 歳未満) 定員：300 名	保育所適正配置について現存の計画を踏まえた上で更に検討 民間との連携についても検討
延長保育事業	延長実施保育所 6 箇所 定員：30 名	延長実施保育所 10 箇所 定員：170 名	
夜間保育事業	未実施	検討中	ニーズ状況に併せて実施を検討
トワイライトステイ	未実施	1 箇所 定員：5 名	
休日保育事業	未実施	6 箇所 定員：100 名	
放課後児童クラブ事業	3 箇所 定員：65 名	6 箇所 定員：170 名	対象：1 年生～ 3 年生 今後対象年齢引き上げも検討する。
病後児保育事業(派遣型)	未実施	検討中	ニーズ状況に併せて実施を検討
病後児保育事業(施設型)	未実施	1 箇所 定員：5 名	
ショートステイ	1 箇所 定員：5 名	1 箇所 定員：30 名	
一時保育事業	3 箇所 定員：15 名	6 箇所 定員：60 名	
特定保育事業	未実施	検討中	ニーズ状況に併せて実施を検討

ファミリーサポートセンター事業	未実施	1 か所	
地域子育て支援センター事業	5 か所	6 か所	
つどいの広場事業	未実施	2 か所	
育児支援家庭訪問事業	未実施	検討中	ニーズ状況に併せて実施を検討
心の教室相談員設置事業	心の相談員：9人 週3回	心の相談員：9人 週4回	
介護職員設置事業	介護職員：8人	介護職員：19人	
教育相談員設置事業	未実施	教育相談員：1人 月2回	
適応指導教室 事業	未実施	1 か所	
異世代交流事業	実施	継続と充実実施	
子育て情報誌	1回発行	継続と誌面の充実	
子育てマップ	未実施	関係施設を掲載し 作成	
子育てパンフレット	各健診・事業にて配布	継続し配布	
子育てネットワーク構築	未実施	ネットワーク構築 と充実	

第6章 計画の推進に向けて

この計画は、次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境づくりを、家庭や行政だけの責任にとどめることなく、地域社会全体の課題としてとらえていこうというものです。地域社会の崩壊が危惧される今日においてこれからの地域づくりにはその再生こそが必要であるということも踏まえ、その実現にむけて地域全体で取り組んでいこうとするものです。

そのため、行政の関係部局間の相互連携はもとより、家庭、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を担いながら連携を図り、推進していく体制づくりに努めるとともに、幅広い分野にわたる子育て支援施策について、総合的な施策の展開に努めます。

また、計画に基づく施策の実施状況を年度ごとに把握・点検するとともに、その情報を市のホームページや広報誌等に掲載することにより市民への周知に努めるものとします。